

令和5年第3回常陸太田市議会定例会会議録

令和5年6月5日(月)

議事日程(第2号)

令和5年6月5日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

7番	藤田謙二	議長	8番	深谷涉	副議長
1番	石川剛	議員	2番	根本仁	議員
3番	鴨志田悟	議員	4番	森山一政	議員
5番	小室信隆	議員	6番	菊池勝美	議員
9番	平山晶邦	議員	10番	益子慎哉	議員
11番	深谷秀峰	議員	12番	高星勝幸	議員
13番	成井小太郎	議員	14番	茅根猛	議員
15番	後藤守	議員	16番	高木将	議員
17番	宇野隆子	議員			

説明のため出席した者

宮田達夫	市長	田中慈和	副市長
滝睦美	教育長	綿引誠二	政策推進室理事
岡部光洋	総務部長	柴田道彰	企画部長
小又理恵	市民生活部長	中嶋みどり	保健福祉部長
岡田和也	農政部長	根本晋	商工観光部長
高橋学	建設部長	山口宏造	会計管理者
畠山卓也	上下水道部長	後藤一人	消防長
西野保	教育部長	榊一行	農業委員会事務局長
綿引久雄	秘書課長	富山晴美	総務課長
井坂光利	監査委員		

事務局職員出席者

根本勝則 事務局長 澤幡聡 次長兼議事係長

---

午前 10 時開議

○藤田謙二議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○藤田謙二議長 本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりといたします。

---

日程第 1 一般質問

○藤田謙二議長 日程第 1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

1 番石川剛議員の発言を許します。1 番石川剛議員。

〔1 番 石川剛議員 登壇〕

○1 番（石川剛議員） おはようございます。1 番石川剛でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目 1，災害に強いまちづくりについてであります。

内閣府によると、令和元年台風 19 号など、近年の災害においても多くの高齢者や障害者などの方々が被害に遭われました。その状況を踏まえ、災害時の避難支援などを実効性のあるものとするために個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和 3 年の「災害対策基本法」の改正により、避難行動要支援者について個別避難計画を作成することが市町村の努力義務とされました。

個別避難計画とは、災害弱者と言われる独り暮らしの高齢者、要介護者、障害者などが、災害時に誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにはどのような配慮が必要なのかなど、どのように避難行動を取ればよいのか、あらかじめ記載したものです。総務省の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成などに係る取組状況の調査結果によると、令和 4 年 1 月 1 日の時点で、個別避難計画の策定が進んでいる市町村の割合は、全国で 7.9%，茨城県では 4.5% であることから、策定が進んでいない状況がうかがわれます。

さて、本市においては、令和 4 年 10 月に要支援者に特化した初の避難行動要支援者避難訓練を実施したところだと思われます。令和元年の台風 19 号では、市内を流れる久慈川や里川が氾濫するなどし、住宅など 350 棟余りの被害を受けました。本市に限らず全国的に見ても、避難行動要支援者名簿の情報の在り方に課題があったところだと思います。

そのような状況の中で、（1）避難行動要支援者の避難支援に向けた取組についてでございます。

本市の名簿に載せられている全員の情報を改めて確認し、見直す作業が進められているかと思いますが、①避難行動要支援者名簿の更新状況及び個別避難計画の作成状況について、お伺い

たします。そして、日本の災害は数十年で増えつつある中で、毎年のように、水害、土砂災害、地震、津波などの自然災害が発生しております。近年では、令和3年7月1日からの大雨は、静岡県熱海市における土石流の被害を中心に、複数の都府県において、多くの人命や家屋への被害のほか、ライフラインなどにも甚大な被害をもたらしました。また、最近では令和5年5月5日に石川県能登地方で震度6強の地震がありました。そして、6月2日には台風2号に伴い、本市においても土砂災害警戒レベル4、一部の地区で避難指示が発令され、多くの被害が発生いたしました。

そのような中で、令和元年台風19号に踏まえた高齢者などの避難に関するサブワーキング最終取りまとめにおいて、福祉避難所の受入れ対象をあらかじめ特定して公示することなどについて指摘を受け、指定福祉避難所の受入対象者などの公示制度に関わる「災害対策基本法」施行規則の改正を踏まえ、福祉避難所設置、運営に係るガイドラインが、令和3年5月に改正されました。

つまり、このガイドラインの改正により、大規模災害発生時に配慮が必要な人が過ごす福祉避難所に一般住民が殺到しないよう、高齢者や障害者、妊産婦といった受入対象者を市町村が決め、必要に応じて事前に住民に知らせることになりました。また、以前は、一般避難所に避難してから福祉避難所へという流れであったのが、直接、福祉避難所へも可能となりました。

内閣府防災情報によると、広義の福祉避難所は、指定避難所のほか協定等により福祉避難所として確保しているものも含まれます。令和2年10月1日時点において、全国の指定避難所は7万9,281か所、うち福祉避難所は9,072か所、協定等により確保しているものを含めた福祉避難所は2万4,750か所であり、茨城県の指定避難所は1,593か所、うち福祉避難所は187か所、協定等により確保しているものを含めた福祉避難所は453か所であり、協定等による福祉避難所の指定福祉避難所の基準に適合するものは、指定避難所として指定し公示することが望ましいとされております。

そこで、(2)災害時に活用される福祉避難所についてであります。

過去の一般質問に対しての答弁にもございましたが、福祉避難所の拡充も検討していくこととのことでしたが、今回のガイドライン改正を踏まえた上で、①本市における現時点での福祉避難所の確保情報と周知方法について伺いいたします。また、ガイドライン改正により、本市における福祉避難所の在り方や変更点等について、伺いいたします。

そして、③平時における取組状況や現状の課題等について、伺いいたします。

続きまして、大項目2、交通対策の整理と利便性についてであります。

令和4年4月27日に公布された改正「道路交通法」に、電動キックボードに関する交通ルールの緩和が盛り込まれ、そして、いよいよ来月、令和5年7月1日より施行される改正「道路交通法」によって、最高速度20キロメートル以下の場合、16歳以上であれば運転免許証は不要となり、ヘルメット着用は努力義務での運転が可能となりました。

さて、本市においても、昨年10月29日から今年2月28日まで、移動手段の可能性を探ろうと実証実験を実施したところだと思われまます。本市が設置したポートでキックボードの貸出し

と返却を行い、スマホでQRコードを読み取り、LINEで利用者情報や免許証、クレジットカードを登録すると借りられるシステムであったかと思います。私自身も試乗しましたが、一部、LINE登録に手間を感じる部分がありましたが、快適に市内を試乗でき、次世代技術における可能性がある移動手段であると感じたところであります。

そこで、（１）公共交通次世代技術の導入についてであります。

実証実験における評価として、①電動キックボード実証実験の結果について、お伺いいたします。そして、その結果を踏まえて、②本市における今後の展開等について、お伺いいたします。

そして、人口減少や超高齢化社会が進展する中で、自ら交通手段を持たない交通難民、交通弱者と呼ばれる方々が増加していると言われております。高齢者が運転免許証を返納しても生活できる環境、そして、自主返納しやすい環境づくりが必要な課題と言えるのではないのでしょうか。

さて、高齢者や運転免許証を自主返納したい方にとって、路線バスは移動手段としては欠かせない地域の社会資源となっております。また、自宅の近くにバス停がない方で移動に困難を来す方々にとって非常にありがたいのは、タクシー並みにいつでも予約ができて、好きな場所で乗り降りできる、ドア・ツー・ドア型と呼ばれる予約型乗合交通です。

予約型乗合交通とは、バスのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて、指定した時間に指定した場所へ送迎する交通サービスであります。中型車両などを活用した予約型の運行システムにより、自宅の周辺などで乗車して、目的地の周辺で降車できる運行により、高齢者などは外出促進、買物支援に対応できると思われまます。本市においても、月曜日から金曜日に1回300円にて運行区域、運行日にそれぞれ乗り合いタクシーを利用できるようになっております。

そのような状況の中で、現在は、電話にて受付・配車を行っている作業を、AIを活用した利用者向けのアプリを導入し、電話を介さずアプリから直接受付を可能とし、AIによる最適ルート・配車の設定により受付・配車事務の軽減を図る調査を行ったところだと思われまます。

そこで、（２）持続可能な交通体系の確立に向けた取組についてであります。

①予約型乗り合いタクシーAI通行システム導入調査の結果について、お伺いいたします。また、バスやタクシーの地域公共交通が衰退する中で、公共交通体系の確立に向けた、②本市における今後の展開等について、お伺いいたします。

続きまして、大項目3、安心な在宅生活についてであります。

総務省が発表した人口推計によりますと、令和4年10月1日時点で、我が国の65歳以上の高齢化率は29%と公表されました。超高齢化社会が到来している中で、高齢者の安否確認や健康、生活支援及び社会参加による健康増大が重大な課題になっていると感じております。そのような中で、本市においても高齢化率40%を超え、フレイル予防対策に重点を置いているところだと思われまます。

さて、私が以前、本市において自社のケアマネジャーとして従事していたときに、独り暮らしの高齢者や高齢者世帯、そして日中のみの独居の方々のケアマネジメントをしている中で、非常にたくさんの相談を受けたのは、市内外に住む子世代、そして日中は就業されている同敷地内に

住む子世代から、緊急時に何かあったらすぐに駆けつけることができない、何かあったら心配だという声が非常にたくさん聞かれました。中には、施設入所も選択肢と考えている方であっても、やはり本人は住み慣れた自宅で生活したいとの強い思いがある方が多くいたと記憶しております。誰もが住み慣れた自宅で安心して過ごせることが、本人や子世代は強く望まれていることだと思います。

そのような状況の中で、本市においては、要介護、要支援を受けている方も非該当の方も利用できるサービスなど、本市独自の充実した高齢者福祉サービスがあることは理解しております。在宅で生活されている方、そして、子世代の方にとっては非常にありがたいサービスであります。

そこで、（１）緊急通報体制等事業についてであります。

本市において、独り暮らし高齢者及び高齢者世帯に対する日常生活の緊急事態に対応するための緊急通報用装置の給付、貸与している事業として、緊急通報体制等整備事業があります。

そこで①現在までの導入実績について、お伺いいたします。また、②過去５年間の通報回数及び緊急出動数について、お伺いいたします。そして、③事業の有効性と現状の課題等についてお伺いいたします。

以上、１回目の質問を終わります。ご答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔中嶋みどり保健福祉部長 登壇〕

○中嶋みどり保健福祉部長 避難行動要支援者の避難支援に向けた取組についてのご質問にお答えいたします。

本市では、災害発生時に避難行動要支援者が避難支援等を実行するための基礎資料となります。避難行動要支援者名簿の更新に向けて、昨年７月から市職員が対象者宅への戸別訪問調査を行いました。また、今年３月には、旧制度の災害時要支援者避難支援制度に名簿登録された方で、平成２４年度以降、個別避難計画の更新がなされていない方に対し、登録継続の確認を行いました。これらの取組によりまして、全ての町会の避難行動要支援者名簿の更新及び名簿登録者全員の個別避難計画の作成が完了しております。

また、６月３日に開催を予定しておりました全町会を対象とした自主防災リーダー研修会で情報共有を図ることとしておりましたが、台風の影響により中止といたしましたことから、今後、改めて研修会を開催し情報共有を図るとともに、民生委員児童委員につきましても、定例会等で情報共有する予定でございます。

次に、災害時に活用される福祉避難所についてのご質問にお答えいたします。

まず、１点目の本市における現時点での福祉避難所確保情報と周知方法についてですが、本市では、災害時の避難生活において特に配慮を要する要配慮者の方々の福祉避難所として、平成２４年に民間の福祉施設と協定を締結し、その確保を図っているところでございます。

内訳といたしましては、特別養護老人ホーム５施設、介護老人保健施設２施設の計７施設と協定を締結し、想定最大収容人数は７施設合計で２１０人となっております。その後、新たな協定は締結されておりましたが、令和３年に一般指定避難所の一つである旧水府小学校校舎を新型コ

コロナウイルス感染リスクが高い障害者や、特に集団生活が苦手な障害者の方を対象とした指定避難所として整備したところがございます。

次に周知方法についてですが、市民の方が民間の福祉施設に直接避難することによる混乱を避けるため、個々の福祉避難所に関する情報の積極的な周知は行っていないところがございます。

2点目のガイドライン改正による本市における避難所の在り方や変更点等について、お答えいたします。

現在、本市における福祉避難所への避難の手順といたしましては、開設に当たり民間福祉施設の被災状況等の安全確認や避難所としての受入れ体制の確認を行う必要がありますことから、まずは最寄りの一般の指定避難所に避難していただいた後に、2次的に移動することを想定しております。このため、ご質問のあった令和3年5月改正の福祉避難所の確保・運営ガイドラインで設置可能となった受入対象者と受入施設を事前に公示し周知する指定福祉避難所の指定は行っていないところですが、避難所開設の際には、要配慮者の避難状況について把握を行い、関係各課と連携し、的確に福祉避難所への案内並びに送迎を行ってまいります。

最後に3点目の、平時における取組状況や現状の課題について、お答えいたします。

これまで、福祉避難所について、受入訓練を実施した実績はございません。また、福祉避難所協定締結時には、設置運営フローや費用負担についても定めているところです。このため、実際の福祉避難所運用に向けて、手順等について民間福祉施設や防災対策課とも連携し確認する必要があると考えております。

続きまして、安全な在宅生活についてにおける緊急通報体制整備事業の3つのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、現在までの導入実績ですが、過去5年間の新規設置数については、平成30年度は113台、令和元年度は127台、令和2年度は133台、令和3年度は99台、令和4年度は117台で、本年4月1日現在の稼働数は1,093台となっております。

次に2点目の、過去5年間の通報回数及び緊急出動数についてですが、平成30年度の通報回数は619件、このうち緊急出動したものが65件となっております。令和元年度については、575件の通報に対して出動77件、令和2年度は539件の通報に対して出動76件、令和3年度は583件の通報に対して出動78件、令和4年度は601件の通報に対して出動80件となっております。

最後に3点目の、事業の有効性と現状の課題等についてですが、有効性としましては、本装置は通報ボタンを押すだけで市消防本部と通話が可能となりますことから、利用者が簡単に救急申請することができるほか、時間の短縮も期待できることです。また、利用者の持病、かかりつけの医療機関、親族等の緊急連絡先に加え、地域の協力者等の情報を消防本部に事前に登録しておくため、本装置による通報がされた時点で、消防本部は通報者の氏名、住所、通院先などが把握できることから、迅速な救急搬送を行うことが可能となりますほか、仮に通報者が病状により会話ができないような場合においても、適切な救急出動が可能となります。

課題としましては、緊急通報受信装置の動作保証の関係上、NTTの固定電話契約者のみ取付

けが可能となっておりますことから、NTTの固定電話をお持ちでない方はご利用いただけないことが挙げられます。

○藤田謙二議長 企画部長。

〔柴田道彰企画部長 登壇〕

○柴田道彰企画部長 交通対策の整理と利便性向上についてのご質問にお答えいたします。

1点目の公共交通の次世代技術の導入についての電動キックボードの実証実験の結果でございますが、実証実験については、昨年10月29日から本年2月28日までの計123日間実施し、走行データの収集や利用者アンケートによるニーズや課題の把握を行いました。貸出し場所は常陸太田駅や市役所など合計5か所で、有料による利用やイベント時や高校生などに対する無料試乗会を実施いたしました。合計乗車人数は492人と他自治体と同等程度の利用がありましたが、支払い方法がクレジットカードのみのため、クレジットカードを持たない高校生の乗車が無料試乗会に限られ、10代の利用が少ない結果となりました。また、有料利用による1人当たりの平均走行時間は約11分、平均走行距離は約2.5キロメートルと、ほとんどの移動が市街地周辺であり、既存の公共交通を補完する移動手段として近距離での活用可能性が見られる利用実態となりました。

利用者アンケートにつきましては、「近距離移動に便利」「実用化してほしい」といった肯定的な意見がある一方で、「公道での走行は不安」といった意見もありました。

本市における今後の展開等でございますが、人口減少、少子・高齢化が進む中、市は、利用者が減少している路線バスの効率化や高齢化等に対応したドア・ツー・ドアサービスの充実など、持続可能な公共交通体系の構築に向けて積極的に推進することとしております。電動キックボードにつきましても、本年7月から、「道路交通法」の改正により、運転免許を持たない16歳以上の高校生などの利用も可能となることから、交通ルールの周知、安全教育の徹底を行った上で、駅や旧市街地等から東部地区商業施設等への近距離移動手段の一つとして、導入に向けた検討をまいります。

2点目の持続可能な交通体系の確立に向けた取組についての予約型乗り合いタクシーAI運行システム導入調査の結果でございますが、導入調査は、昨年12月から本年3月までの期間に、現在、太田・金砂郷・水府地区において、それぞれ週2日、1日6便運行しております予約型乗り合いタクシーにAI予約運行システムを試験的に導入し、検証を行いました。

結果につきましては、本システムはAIが効率的に予約・配車を行うことから、オペレーターの作業時間については軽減されました。他方、AIが利用者の申込み状況に合わせて効率よく設定します走行ルートにつきましては、1台当たりの走行距離が、前年同時期の比較で令和4年度が約7.4キロメートル、令和5年度が約8キロメートルと短縮されなかったことから、AIの能力が発揮されない結果となりました。これは現在、当市の予約型乗り合いタクシーが、運行地区、運行時間、受付時間等を限定しているため、AIが走行ルートを自由に設定できず、ルート選択等をする際の機能が発揮できなかったことによるものと考えております。

今後の展開等でございますが、市では、本年度、高齢化等に対応したドア・ツー・ドアサービ

スの充実に向けて、運行地区の拡充、運行曜日・時間区分の撤廃等に取り組むこととしており、それに併せて、他自治体の事例から、運行地区、時間等を限定しない運行において有効に機能することが証明されておりますA I 予約運行システムの活用を開始したいと考えております。

引き続き、利用者の利便性の向上、受付配車事務や運転手の負担軽減等を図り、持続可能な公共交通体系の構築を図ってまいります。

○藤田謙二議長 石川議員。

〔1番 石川剛議員 質問者席へ〕

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1、（1）1についてであります。全ての町会の避難行動要支援者名簿の更新及び登録者全員の個別避難計画の作成が完了したことについては、理解いたしました。

そこで、1点であります。先ほどの答弁でありました今年3月には旧制度に名簿登録されていた方で、平成24年度以降更新されていない方のみの更新作業がなされたとのことですが、平成24年度以降に支援が必要になった方や潜在的な要支援者についての実態の把握、そして、その方々の避難行動要支援者名簿の新規作成についてはどのような状況になっているのか、お伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○中嶋みどり保健福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

新たに要介護認定を受けた方や各種障害者手帳の交付により避難行動要支援者の要件を満たした方につきましては、市から通知を送付し、登録の有無について確認することとしておりますが、それ以外の方につきましては市で把握することができないため、自ら申請をいただくこととなります。

このため、自主防災会や民生委員児童委員に協力をいただきながら実態の把握に努めますとともに、避難行動要支援者制度につきましては、市広報紙やホームページ等に掲載し、広く周知を図ってまいります。

なお、避難行動要支援者名簿の情報については、随時更新するとともに、自主防災会や民生委員児童委員とも情報共有してまいります。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。

避難行動要支援者の心身の状況などは日々変化することも考えられますので、定期的の実態の把握は必須と考えられます。先ほどの答弁にもございました、本市で把握することができない方は自ら申請をいただくとのことでしたが、自ら申請することすらできない方は非常に多いと思います。そして、要件を満たした方であっても、制度を理解せず、登録をされていない方も多くいると考えられます。

そのためにも、要支援者を身近で支援しているケアマネジャーなどの福祉専門職への情報提供、協力依頼も併せて行っていただき、真に避難支援が必要な方を取り残さないようにするべきだと考えます。そのためには限られた体制で効率的に作成を進め、災害時に迅速に支援するためにも、



システム活用が有効な手段の一つであると考えます。

現在、内閣府が開発を進めているクラウド型被災者支援システムがございます。こちらのシステムは、住基情報をベースとして、容易に避難者台帳の作成が可能となり、マイナンバーを活用して罹災証明書などのオンライン申請ができるほか、平時においても避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新機能も備えていて、有事には避難者支援がスムーズとなり、また、事務負担を軽減することが大いに期待でき、本市においても防災力向上につながるシステムであると考えます。導入に当たっては、緊急防災・減災事業債などの活用可能な地方財政措置もあるようなので、ぜひ前向きに検討をよろしくお願いいたします。

また、来月7月9日に行われる災害対応訓練においても、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を実際に活用するかと思いますので、実効性があつたのかどうか、課題の抽出をぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、大項目1、(2)①、ここで1点ですが、先ほどご答弁にもございました、現在、本市で協定を締結されている福祉施設の計7施設の合計想定最大収容人数210名は、そもそも現時点で施設利用されている方は避難所として利用しやすいと考えますが、その他の配慮が必要な方々をカバーできるのかどうか。つまり、旧水府小学校を含めた想定収容人数は適正であると考えられるのかどうかをお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○中嶋みどり保健福祉部長 これまで福祉避難所が活用された事例はございませんが、様々なご事情を抱えた要配慮者がいる中、要介護3以上の在宅生活者だけでも500人以上いることは認識しております。このため、1回目に答弁しましたように、令和3年度に旧水府小学校校舎を要配慮者も受け入れられるよう整備したところです。引き続き、災害発生時における各ハザード区域内の要配慮者数に配慮しながら、関係各課と協議し、適切な収容人数を確保できるよう検討してまいります。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番(石川剛議員) ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

②について、福祉避難所として、民間福祉施設だけでなく、例えば茨城県神栖市では、保健福祉会館や福祉センターなどの公共施設を3か所設けており、受入れ体制を事前にホームページで公表しております。事前に公表することで、本市の考えとは逆で、つまり一般市民が殺到しないように対象者をあらかじめ明らかにして、福祉避難所に伴う混乱や運営への支障を避けることが可能と考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○中嶋みどり保健福祉部長 1回目の答弁でもお答えしましたとおり、今後は要配慮者の避難状況について十分な把握を行った上で、指定避難所において要配慮者避難所としての対応可否の明示及び周知を検討してまいります。また、旧水府小学校については、要配慮者の避難状況に応じて柔軟に活用を検討してまいります。

最後に、市民に対し広く市ホームページ等で周知することについては、防災対策課や協定を締

結している民間福祉施設と協議し、検討してまいります。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

3についてであります。危機管理・災害福祉を研究されている田村圭子新潟大学教授は、福祉避難所の確保が進まない理由として、受け入れる要配慮者の特徴や開所期間の不透明さなどから、福祉施設側にとって不安が大きいことが挙げられる。それを解消するためには、要配慮者の避難先をあらかじめ決めるなど個別避難計画を作成し、平時から受入先と顔の見える関係を築くことが重要だと言われております。先ほど答弁にもございましたように福祉避難所において受入訓練を実施した実績がないとのことなので、なおさら平時より福祉避難所の運営に向けた訓練などの計画をお願いいたします。

そして、大項目2、（1）1、2については理解いたしました。

そこで1点ですが、今年7月の「道路交通法」の改正により、時速6キロまでに制限されたキックボードであれば歩道を走れるようになるが、あくまでも近距離移動手段としての公道走行をできる電動キックボードの導入を検討しているのか、お伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。企画部長。

○柴田道彰企画部長 再度のご質問にお答えをいたします。

本年7月の「道路交通法」改正以降の電動キックボードの導入につきましては、7月以降の状況も見ながら検討してまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

私自身、今回調べましたが、椅子が付いて座れるタイプの電動キックボードもあるようです。座ることで安定感もあり、長距離移動手段としても可能性があると考えます。電動キックボード自体、新しいモビリティとして期待が高まる一方で、安心安全の面ではまだまだ課題もあると考えますが、ぜひ導入の実現に向けて引き続き検証してほしいと思います。

また、（2）1については、理解いたしました。そこで1点ですが、先ほどの答弁にもございました、AIが効率的に予約・配車を行うことからオペレーションの作業時間は軽減されたとのことでしたが、もちろん、今までどおり電話での予約方法に加えて、スマートフォンアプリでの直接受付も可能であったかと思いますが、アプリの導入の有効性についてお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。企画部長。

○柴田道彰企画部長 AI運行システムのアプリ導入の有効性につきましては、利用者がオペレーターを介さず利用申込みをすることから、オペレーターの負担軽減につながるほか、利用者側にとっても自由な時間に予約が可能になるものと考えております。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

まだまだ電話での予約が多いと思われる中、オペレーターのさらなる負担軽減やアプリ導入に対する費用対効果の検証をする必要もあると考えます。本市の面積から実情を考えた公共交通の

在り方、そして、移動の仕組みづくりをA Iの能力をフル活用していただき、乗り合いタクシーの事業内容の拡充をよろしく願いいたします。

そして、大項目3、(1)①については理解いたしました。

②についてですが、過去5年間の月平均を計算してみると、月50回程度の通報回数で、そのうち月6回程度の緊急出動とのことであります。この通報回数には誤報なども含まれていると思いますが、緊急出動にならない通報については、緊急性がない通報であったとも解釈ができます。

東海村の緊急通報システム事業の例を見ると、緊急ボタンを押すと、まず、警備会社に通報が行き、必要時に救急車の要請がされると同時に、警備会社の係員が現地に駆けつける対応をするようです。また、24時間365日、看護師等の専門職員に健康や医療等に関することを相談できるようです。救急車を呼んだほうがよいかなど判断に迷ったときに専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口、救急安心センター事業#7119があるように、救急車を有効活用するなどの観点からも、まずは警備会社への通報という仕組みも有効な手段であると考えています。

そして、③事業の有効性と現状の課題等についてであります。

先ほど答弁にもございましたように、緊急時にはより迅速な救急搬送を行うことが可能になることから、非常にありがたい事業だと思います。しかし一方で、設置されていない方、設置できない方にとってはどうでしょうか。本来なら必要とされる方が、NTT固定回線契約がないことで申請することすらできなかつたと、非常に多くのケアマネジャーなどの声が聞かれております。私自身もそうでした。

そこで1点ですが、NTT固定電話契約がないことにより申請に至らなかった潜在ニーズがあるのではないかと思われますが、本市の把握状況及び見解をお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○中嶋みどり保健福祉部長 ただいまの質問にお答えいたします。

まず、申請受理後、NTT固定回線契約がないことにより設置に至らなかったケースは、令和2年度7件、令和3年度7件、令和4年度17件ございます。このため、議員ご指摘のとおり、申請に至らない潜在的ニーズもあると考えられますことから、その他の手法について調査・研究が必要と考えております。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番(石川剛議員) ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

答弁にもございましたその他の手法についてですが、自宅に固定電話がない場合でも電波で通信を行う機器であるLTE回線型の緊急通報装置など様々なシステムがございますので、引き続き調査・研究をよろしく願いいたします。

本市のこの事業自体は、旧常陸太田市、旧金砂郷町では平成12年度から、旧水府村、旧里美村では平成16年合併後から開始されていると思います。既に約20年変わりありません。総務省の令和3年版情報通信白書によると、固定電話契約数が現在、減少傾向にあります。これまでの固定電話回線に接続する緊急通報装置に加え、新たに対象の市民全員がサービスを受けられる

ような新しいシステムの導入などを検討いただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 次、3番鴨志田悟議員の発言を許します。3番鴨志田悟議員。

〔3番 鴨志田悟議員 登壇〕

○3番（鴨志田悟議員） 3番鴨志田悟でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、自転車用ヘルメット購入の補助についてであります。

「道路交通法」の改正に伴い、今年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。警視庁によりますと、自転車事故で死亡した人の約7割が頭部に致命傷を負ったとの報告があります。また、ヘルメットの着用状況による致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっているそうです。そこで、今回の改正により、交通事故の被害を軽減するために、子どもたちにヘルメットを着用させることはもちろん、大人もヘルメットの着用に努めることになったわけです。

本市は県内一の面積を持ち、移動手段には自転車も多く利用されています。通学、通勤にも多くの市民が利用しています。また、茨城県が推進している奥久慈里山ヒルクライムルートもあります。さらに、久慈川、山田川にはサイクリングロードもあります。このような状況の中での今回の改正です。そこで、自転車用ヘルメットの着用努力義務化の周知について、市の取組をお伺いします。

次に、自転車用ヘルメット購入の補助についてであります。

4月から2か月が過ぎましたが、市内で自転車用ヘルメットを着用している方は十分とは言えません。先ほど申し上げましたが、ヘルメット着用は命に関わる問題です。本市の道路整備状況を見ても、自転車の通行は危険が伴います。一方、急激な物価高の中、困難な生活に直面していることも事実です。

以上の点を踏まえて、18歳未満の児童や65歳以上の高齢者を対象に、自転車用ヘルメットの購入の際の補助について、全国や県内で実施している事業を参考に検討してみたいかでしょうか。本市独自の自転車用ヘルメット購入の補助事業の創設についてお伺いします。

次に項目2、健康づくり推進について質問させていただきます。

平成12年、国は21世紀における国民健康づくり運動、いわゆる健康日本21をスタートさせ、茨城県でも平成13年より健康いばらき21プランを策定し、その後改定し、本市においても健康増進計画を策定し、市民の健康づくりを推進してきました。しかし、我が国の平均寿命は生活環境が改善し医学が進歩したことによって急速に延伸したため、我が国は今や世界有数の長寿国となり、その一方で、人口の急速な高齢化が進み、生活習慣病及びこれに起因して寝たきり等の要介護状態等になる者の増加が今日、深刻な社会問題となっております。

このような状況の中、茨城県は平成30年より第3次健康いばらき21プランを進め、本市においても、現在、令和2年度より令和6年度の5年間で常陸太田市第2次健康増進計画を策定し、健康寿命の延伸と医療費削減を目指しているところであります。さらに昨年度は、健康

づくり推進課内にフレイル対策室も設置しました。

そこで、本市の健康づくりの現状について、お伺いします。

第2次健康増進計画によると、本市の健康課題の一つに死亡率の高い生活習慣病のリスクを抱えている人が多いとの指摘があります。さらに、重点目標の数値目標には、ワースト3疾患による死亡率の減少が提示されています。それを踏まえて、生活習慣病対策の現状と課題についてお伺いします。

さらに、身体的活動量の多い人や運動をよく行っている人は生活習慣病の罹患率が低く、また、心の健康や生活の質の改善にも効果があると言われており、身体活動及び運動に私は注目しています。そこで、本市の健康づくりの身体活動及び運動の取組について、お伺いします。

また、本市の健康課題の一つに、要支援・要介護認定者数が年々増えてきているとの指摘があり、健康増進の重点目標の一つに、元気な高齢者の増加と定められています。そこで、フレイル予防の現状とフレイル予防の取組の内容についてお伺いします。

次に項目3、新型コロナ感染症5類移行後の小中学校教育の推進について質問させていただきます。

さきの3月議会の一般質問では、コロナ禍での小中学校教育の推進について、コロナ禍で制限された教育活動を充実するための一つの方法として、直接体験の不足の中、デジタル技術を活用した教育改革を積極的に推進していることや、コロナ禍の中で不安を抱えている子どもに対しては、そのサポートや学習を支援するために特別支援教育指導員を小学校を中心に、不安や悩みの解消に向けた専門的な助言ができるスクールカウンセラーを各校に派遣していることなど、答弁をいただきました。そして、国は今年4月1日以降、進学期では基本的にマスクの着用を求めないとし、さらに5月8日から新型コロナの位置づけをいわゆる5類に変更し、学校では新しい対応をすることになりました。

その対応に向け、文部科学省は、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」の施行を通知し、その上、5月8日以降の学校における新型コロナ感染症における衛生管理マニュアルを改訂し、5類感染症への移行後における学校での感染症の参考となる基本的な考えを示しました。そのマニュアルでは、本マニュアルも参考にしつつ従来の対策を見直した上で地域の実情に即した対策を検討し、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるような取組を講じるように指摘しています。

以上を踏まえて、新年度になり5類移行後の創意工夫した学校づくりや授業づくり、学級づくり、生徒指導等の進展が進められていると考えます。そこで、5類移行後の小中学校の教育について、まず初めに現状と課題を踏まえた今後の取組について、1つ目として、学校の現状と課題についてお伺いします。さらに2つ目に、5類移行後の持続的な取組についてお伺いします。

また、小学校は令和2年度、中学校は令和3年度に完全実施になりました国の教育課程の基準である学習指導要領に基づく授業改善が今日求められています。茨城県教育委員会は今年度の教育指導方針の中で、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を小中学校における充実の努力事項の一つにしています。一方、本市の今年度の学校教育指針の中で地域の重点項目にも挙

げられています。そこで主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングの視点からの授業改善について、質の高い学びのある授業の現状と課題について伺います。

また、今年3月に文部科学省から、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを旨とするCOCOLOプランが新たに示されました。もちろん教育は誰一人取り残されない学びの保障を目途とする崇高な取組です。そこで、改めて本市が取り組む誰一人取り残されない学びの保障を含めた不登校対策の現状について伺います。

以上で1回目の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔小又理恵市民生活部長 登壇〕

○小又理恵市民生活部長 自転車用ヘルメット購入の補助についての2点の質問にお答えいたします。

初めに、自転車用ヘルメットの着用努力義務化の周知の取組についてでございますが、自転車用ヘルメットの着用努力義務化に関する本市の取組につきましては、「道路交通法」が改正される事前告知といたしまして、2月27日号のお知らせ版において、全年齢に対する自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化並びに自転車安全利用五則を掲載してございます。

また、市内小中学校の始業式の4月6日には、市内4地区の主要交差点であります三才町交差点、久米西交差点、松平交差点、折橋交差点におきまして、交通安全の日合同立哨を実施し、ヘルメット着用の啓発チラシ及び啓発品の配布による周知活動を実施したほか、4月27日には菅田小学校において交通安全教室の開催、5月11日には道の駅ひたちおおたにおいて春の全国交通安全運動常陸太田市街頭キャンペーンを実施し、県立太田第一高等学校をはじめ、8団体62名の参加者が、道の駅を利用されるお客様に対し、事故ゼロを目指すよう呼びかけやヘルメット着用のチラシなどの配布による周知活動を実施いたしました。

次に、本市独自の自転車用ヘルメット購入の補助事業の創設についてでございますが、自転車用ヘルメット購入の補助事業につきましては、国の新たな支援策等の情報をはじめ、近隣市町村の動向も注視してまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 保健福祉部長。

〔中嶋みどり保健福祉部長 登壇〕

○中嶋みどり保健福祉部長 健康づくり推進についてのご質問にお答えします。初めに健康づくり推進の現状についての2点の質問にお答えします。

まず、生活習慣病対策の現状と課題についてのご質問ですが、令和2年3月に策定しました第2次健康増進計画の中で、本市の健康課題として死亡率の高い生活習慣病のリスクを抱えている人が多い状況を指摘してございます。この点を踏まえ、重点目標として、ワースト3疾患、具体的には悪性新生物——すなわちがんのことを指します——、ほかに、心疾患、脳血管疾患による死亡率の減少を掲げ、計画策定時と令和4年度に実施した中間評価を比較しますと、人口10万人に対する悪性新生物の死亡率は379.3から441.9と62.6ポイントの増加、心疾患は300.3から214.8と85.5ポイントの減少、脳血管疾患は160.0から152.8と7.2

ポイントの減少となっております。

課題としましては、昨年9月5日に行われた厚生労働省のがん対策推進協議会において、コロナ禍による検診の受診日控えにより、症状が出てから病院に受診する方が増えているとの調査結果が出ておりますので、本市においても同様の傾向があるものと考えられます。

新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日に5類疾病に変更となっておりますことから、検診の受診勧奨を積極的に実施していく予定でございますほか、高血圧予防や糖尿病予防の健康教室、保健指導なども進めてまいります。

次に、2点目の身体活動及び運動の取組についてのご質問にお答えいたします。

第2次健康増進計画では、要支援・要介護認定者数が年々増加していることから、重点目標を65歳以上で健康だと思ふ人の割合としましたところ、計画策定時の66.5%から、令和4年度の間評価では70.9%と、4.4%増加しております。

新型コロナウイルス感染症が蔓延したことにより、高齢者の集団で行うシルバーリハビリ体操教室やスクエアステップ教室は活動を休止しているところがありましたが、活動を再開しているところが増えてきておりますので、引き続き活動再開に向けて働きかけを行っていくほか、コロナ禍で増加したウォーキング等、個人でできる運動を継続していただくことが重要と考えております。

次に、フレイル予防の現状についての質問にお答えします。

本市は高齢化率が40%と高いことから、昨年4月に健康づくり推進課内に県内初となるフレイル対策室を設置し、高齢者の体力低下、疾病の予防を含めた様々なフレイル対策事業を行っているところです。令和4年度の具体的な取組内容としましては、国の健康寿命延伸プランに基づき、後期高齢者を対象に高血圧予防や糖尿病性腎症の重症化予防などの受診勧奨、訪問指導などを行ってまいりました。また、講演会の実施に加え、支部社協や団体等の会議、太田祭り等のイベント、市内のスーパー、ドラッグストア等を通じた普及啓発事業を行いました。

特に、昨年8月に実施した講演会には約400の方が参加したほか、本年1月の講演会でも包括連携協定を結んでいる企業等にも協力をいただき、約300の方に参加いただいたほか、市独自にフレイル予防週間を設け、市内のスーパー、ドラッグストア10店舗でミニフレイルチェック体験会を実施しました。さらに、誰もが気軽に楽しくできる体操として、長生き上手音頭を制作し、地域のふれあいサロン、老人クラブ、介護予防自主グループ等で講習会を実施し普及しているところです。

さらに、フレイルサポーター、フレイルトレーナー24人を養成し、閉じ籠もりがちな高齢者が、自分自身の状態を知りフレイル予防の生活を送りながら通いの場に参加していただくことを目的に、家庭訪問を実施したほか、通所型フレイルチェックも実施しております。

令和5年度においても引き続き、普及啓発に加え、フレイルサポーターの養成、訪問型・通所型のフレイルチェックを実施し、高齢者が健康で快適な生活が送れるよう事業を実施してまいります。

○藤田謙二議長 教育長。

〔滝睦美教育長 登壇〕

○滝睦美教育長 新型コロナウイルス感染症5類移行後の小中学校教育の推進についてのご質問にお答えいたします。

初めに、現状と課題を踏まえた今後の小中学校教育について、2点のご質問にお答えいたします。

1点目の学校の現状と課題についてでございますが、例えば、給食時においては、黙食を強いことはせず、一斉の前向きの形態からグループの対面の形態に移行しております。さらに、最近実施いたしました運動会や体育祭においては、保護者参観の人数制限を解除したり、声を上げての応援を行ったりするなど、基本的な感染対策に留意しながらコロナ禍以前の状態に戻っております。また、コロナ禍で実施できなかった職場体験学習や地域の方々との交流会などについても、今後の感染拡大の状況を見ながらではありますが、今年度は実施する方向で準備を進めております。

一方、5類移行後、マスクの着脱については個人の判断としておりますが、現状、8割から9割の児童生徒がまだマスクの着用を継続しております。児童生徒の中には、マスクを外すことや人との触れ合いに心理的な不安を抱いている者もおりますことから、こうした児童生徒に十分配慮しながら、安心して過ごせる環境をつくっていく必要があると考えております。

2点目の5類移行後の持続的な取組につきましては、児童生徒の健康安全を第一とした校内の管理体制を維持するとともに、感染状況に合わせた感染防止対策を行うことで、児童生徒の学びを止めることなく、不安や悩みにしっかりと寄り添った個別支援に努めてまいります。

次に、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善についての質の高い学びのある授業の現状と課題についてお答えいたします。

コロナ禍においては、対面での話し合い活動やグループでの観察・実験、合唱や楽器の演奏、調理実習、柔道の授業などで学習活動を制限せざるを得ない状況がございましたが、ICT機器の導入とその効果的な活用により、児童生徒の主体性や協働性、コミュニケーション能力を高めていけるよう、事業改善に取り組んでまいりました。

具体的には、タブレット端末により、自分の考えをまとめたものを瞬時に友達や先生と共有したり、共有したものに対してコメントを交換したり、アプリを利用して、数人のグループで1つの資料を簡単に作成することが可能となりました。また、教師も、このような共同学習の成果を大型テレビに映し、児童生徒と話し合いながらさらに考えを深めていくなど、対話的な学習を進めております。

しかしながら、この主体的・対話的で深い学びを児童生徒が自ら実践していけるようにするためには、教師側のICT機器の活用に関する知識・技能をさらに高めていく必要があると感じております。このため、市のICTアドバイザー派遣事業を活用し、教師に対する研修を実施しているところでございます。

最後に、不登校対策についての本市が取り組む学びの保障を含めた不登校対策の現状についてですが、現状、コロナ禍で学校を休むことに抵抗を感じないという傾向が強くなったこともあり、



不登校など生徒指導の課題がより顕在化した状況がございます。このような状況を受け、各学校では、国の方針等も鑑みながら、欠席した子どもや別室登校の子どもが学びたいと思ったときに学べる環境をICT機器の活用で実現させているところです。また、児童生徒のタブレット端末には、個別学習に対応できるよう個々の習熟度に応じて進められる学習問題アプリをインストールし、活用しております。

教育委員会といたしましては、コロナ禍で進みましたが教育のDX化などをさらに進展させながら、引き続き一人ひとりの学びの保障に努めてまいります。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

〔3番 鴨志田悟議員 質問者席へ〕

○3番（鴨志田悟議員） ご答弁ありがとうございました。

2回目の質問をします。

まず初めに、自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化についての広報活動はよく理解できました。一方、ヘルメット購入時の課題については、ヘルメットの質やサイズ、かぶり方等があります。安全規格を満たしたヘルメットにはSGマークのシールが貼られています。このマークは、事故時に衝撃を吸収できるか、ヘルメットが脱げないか、上下左右の視野を確保できるかなど、様々な試験を行っている証で、安心して購入できる目安です。市民に広報する際もそのようなSGマークの重要性も含めて、安全に着用するポイントなど、丁寧なさらなる周知を要望します。

また、自転車ヘルメット購入の補助事業につきましては、近隣市町村の動向も注視しつつ検討したいとのことですが、市民の命に関わることでありますので、ご検討のほどよろしくお願ひします。

次に、健康づくり推進についてですが、現状としては、中間評価によると重点目標の心疾患や脳血管疾患は改善方向ですが、コロナ禍による受診控え等により、悪性新生物、がんによる死亡率が増加しているとのこと。そのことも含めて、今後も保健指導や健康教室などにより、引き続き、きめ細かな取組をよろしくお願ひします。

また、フレイル予防の現状ですが、高齢化率が高い本市においては、フレイル対策室を中心に多様な施策や実施内容は理解できました。フレイル予防も含め、一人ひとりが健康を実現することは、個人の健康に対する考えに基づき、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことが基本と考えますが、個人による健康の実現には、こうした個人の力と併せて社会全体としても個人の主体的な健康づくりを支援していくことが必要かつ重要であります。

本市においても、第2次増進計画の中で本計画の実現を効果的に推進していくために、健康づくりに関わる地域、職場、学校、行政等関係機関がそれぞれの役割を担いつつ、社会全体が一体となって取り組むことのできる仕組みを整備、推進することの重要性を指摘しています。

そこで、その計画の核となる市役所内での他の課とのつながりで取り組んでいることについて、お伺ひします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○中嶋みどり保健福祉部長 ただいまの質問にお答えします。

高齢者の健康づくりとしましては、以前より市役所内関係課と連携を図り事業を進めておりましたが、昨年度より政策パッケージ事業におけるシニア世代の健康づくりといたしまして、高齢福祉課、社会福祉課、スポーツ振興課等の関係課と連携を強化し、シニア世代の健康づくりへの意識向上、疾病の予防と早期発見、また、健康で快適な市民生活の実現のために、総合的に推進する体制を整えております。

一例を挙げますと、スポーツ振興課との連携では、スポーツチャレンジデー、それから、各種スポーツ大会での長生き上手音頭の普及に取り組んでございます。また、市役所のほかでも、例えば、民生委員の方には訪問型フレイルチェックの対象者を選定するための家庭訪問等の面でご協力をいただいております。

今後も、市役所内にとどまらず、各種団体や地域、さらには民間商業施設なども巻き込みながら、高齢者、すなわち、シニアの健康づくりに取り組んでまいります。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

○3番（鴨志田悟議員） ご答弁ありがとうございました。

市役所内で、シニア世代の健康づくりとして、高齢福祉課や社会福祉課、さらにはスポーツ振興課等との関係機関との連携を強化して、健康づくり、フレイル対策を推進していることが理解できました。今後も、市役所が核となり、課題の一つである市民と社会全体で取り組む健康づくりの推進をお願いします。

次に、新型コロナウイルス感染症5類移行後の小中学校教育の推進についてですが、5類移行後の学校の現状については、給食やグループ学習、さらには運動会などの学校行事など、徐々にコロナ禍以前の状態に戻りつつあることを理解しました。

課題である体験学習ですが、感染拡大の状況を確認して実施する方向とのことは大きな前進と考えます。特に職場体験学習など、地域と深く交流、協力が必要な行事は、コロナ禍によるブランクもありますので、一層の丁寧な対応により、生徒一人ひとりに大きな成果が生まれるよう、よろしくをお願いします。

また、学校生活の大部分を占める事業についても、子どもたちがグループ学習の中で主体的に学び、深い学び、探求的な学びを推進し、多様性のある変革ある現代社会を力強く生きる力を身に付けるよう、5類移行後の授業についても市の教育プランに従って推進できるよう、よろしくをお願いします。

続いて、不登校対策ですが、コロナ禍によって不安定な児童生徒が顕在したとのこと、一人ひとりに丁寧な対応が重要かと考えますが、そこで不登校対策における関係機関との連携について、その課題解決のために具体的にどのように進めているのか、お伺いします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。教育長。

○滝睦美教育長 ただいまの質問にお答えいたします。

不登校対策においては、児童生徒や保護者の思いに寄り添い、信頼関係を築きながら、課題解決の方策を一緒に考えていくことが大切であると考えております。

学校ではまず、児童生徒の状況を的確に捉えた上で、市子ども福祉課や児童相談所への相談、県北教育事務所の専門医相談の利用や医療機関等との情報交換の実施、市教育支援センターかわせみクラブへの通級など、児童生徒及び保護者の抱える課題の解決につなげるために、関係機関との連携を今後も進めてまいりたいと思います。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

○3番（鴨志田悟議員） ありがとうございます。

多様なケースがある不登校対策ですが、一層の関係機関との連携を深め、学校を支援しながら一人ひとりに寄り添った対策をお願いします。

以上、各項目にご答弁をいただき、ありがとうございます。

○藤田謙二議長 次、4番森山一政議員の発言を許します。4番森山一政議員。

〔4番 森山一政議員 登壇〕

○4番（森山一政議員） 森山一政でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

常陸太田市は、今、直面している課題として、皆さんもご承知のとおり、人口減少、高齢化社会に突入しており、市全体の高齢化率も40%を超え、地域によっては65%から70%を超えるところもあります。当市は、これらの課題に、重点施策として健康で快適な市民生活の実現を掲げ、様々な施策を展開しておりますが、これからの市政運営を考えますと、さらに改善策を模索しながら行動していかなければならない大きな転換期にあると考えております。

現在、当市では、市民の買物環境の改善及び新たな雇用の創出のため、東部土地区画整理事業を進めており、今春にヨークベニマルを核とするフォレストモール及びカインズホームがオープンしました。これにより、日常生活に必要な新たな核ができ、活気も生まれ始めたと感じております。雇用面においても、およそ350名の方々が市内で働くことができるようになり、また、市内における買物環境ができたことにより、地域循環型の生活に生まれ変わろうとしております。

そこで、次に考えていくのは、住環境の整備による、誰もが安心して生活ができ、住み続けられるまちづくりであると考えています。高齢者の方々からは「歩道に段差があり、歩いているとつまづくことが多く、平らになれば歩きやすい。改修できないのか。また、今後の道路整備に取り入れてほしい」との話を聞いています。

歩道の段差をなくしてバリアフリー化すれば、シニアカーや車椅子、ベビーカーなどの利用者がスムーズに歩行することができ、特に免許を返納された高齢者の方々の足にもなり得るシニアカーに安心して乗ることができるようになりますし、外出機会の増加及び活動範囲もより広がるものと思います。病院や買物などに出かけるにも、バスやタクシーに乗らなくても、行動しやすくなると思っています。また、歩行される方々も安全に歩くことができます。このように、高齢者に優しい道路整備、まちづくりが、市民にとっても安心安全なまちづくりにつながるものと思います。

そこで質問をいたします。

1として、歩道などを安心して歩けるバリアフリー化の考え方について、お伺いいたします。

2として、高齢化や人口減少社会のまちづくりについて、特別な区域を指定することなどの考えはあるのか、お伺いいたします。

常陸太田市には、河合駅、谷河原駅、常陸太田駅の3か所の駅があり、その駅を生かさない手はないと思っております。普通の地域のまちづくりの考え方であれば、駅を中心に発展しているのが当たり前のまちづくりだと思っております。駅の周りには、他の地域から見ますと人口も少し多くいるように思われます。その周りを発展させることができれば、自然と暮らす方々も増えてくるし、にぎわいも生まれてくると思ってしております。駅を中心に伸ばすまちづくりの見直しも必要だと考えております。

次に、定住促進策として、新婚さんに賃貸アパートの家賃を、以前は1か月2万円で3年間助成しておりましたが、現在は、助成総額の72万円は変わりませんが、1か月1万5,000円で4年間と期間が変更になりました。また、賃貸住宅をつくる助成金として、アパートなど集合住宅においては、対象経費の10%かつ1棟当たり75万円で、上限600万円が、戸建住宅の場合は1戸当たり100万円で上限200万円がそれぞれ助成されています。

個人で家をつくる方々にも同じように補助を出していただければ、定住する方も増えるのではないかと考えられます。里美の白幡台団地では、家をつくれれば転入促進助成金として100万円が出ます。同じように、別の場所でも家をつくれれば同じように補助金を出していただければ、市民の方で他の町や市外に家をつくる方も少しは減少するのではないかと考えられます。地域のことや考え方、流れなどを思いますと、発展する可能性があるところに流れを持っていったほうがよい流れがスムーズに生まれるように感じております。

そのような考えの中で、補助金制度をどのように進めているのか、考え方などをお伺いしたいと思います。

1として、住宅取得促進助成金の改善を進めることを考えているのか、お伺いいたします。

2として、住宅取得促進助成金の活用対象となる方への広報活動、アピールについて、お伺いいたします。

3として、空き家バンクに登録しているリフォーム助成対象者及び助成後の居住状況について、お伺いいたします。年間に約1,000人の人口が減少しております。何か方策を考え、行動に移していかなければならないと思っております。

次に、高齢者の栄養バランスのとれた食事の提供体制について、お伺いしたいと思います。

1年間に生まれる子どもの人数も減少しており、昨年度は百九十数名になっており、少子化が顕著に進んでいるのが分かります。学校給食についても、1日に作る数量も減少傾向にあり、維持していくのも厳しくなってくるのではないかと考えております。

学校給食は栄養バランスのとれたよいものを作っていると思います。高齢者の独り暮らし、二人暮らしの方々の栄養バランス等をとることも非常に大事ではないかと考えられます。高齢者によい食事をとっていただき元気に生活していただくこと、健康保持をしていただき元気で明るく生きることが大事ではないかと考えております。

配食サービスなどで食事を配達している方々もいます。見方を少し変えてみますと、学校給食

センターで作った食事を高齢者宅に販売し、配達をすることにより、多くの食事を作ることもできますし、コストも安価になります。栄養のとれた食事を配達して、健康であることの確認もでき、社会に貢献し、高齢者に優しく生き生きとした環境づくりにもつながると思っております。

そこで質問いたします。

1として、社会福祉法人等が食事を配達している配食サービスの健康管理について、伺います。

2として、学校給食センターの食事を高齢者向けに配達することが可能かどうか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。建設部長。

〔高橋学建設部長 登壇〕

○高橋学建設部長 1（1）高齢社会の道路整備、まちづくりについての2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、歩道など安心して歩けるバリアフリー化の考え方についてでございます。

歩道のバリアフリー化につきましては、平成17年度の関係法令の改正により、県道と歩道の高低差を5センチと段差の少ない構造とすることとされ、本市におきましても、それ以降に整備した歩道につきましては、法令に従い段差の少ない構造で整備を進めてきたところでございます。

一方、平成16年度以前に整備された歩道につきましては、車道との高低差が約25センチと、高さのある、いわゆるマウントアップ型の構造が標準となっております。これら、マウントアップ型の歩道につきましては、安全安心なまちづくりを目指す観点から、公共施設や商業施設、高齢者施設や学校の周辺など歩行者が多い歩道を中心に、今後の道路の改修事業に合わせて整備し、歩道のバリアフリー化を進めてまいります。

次に2点目の、高齢化や人口減少社会のまちづくりについて、特別な区域を指定するなどの考えはあるのかについてでございます。

駅を中心としたまちづくりについてでございますが、JR水郡線の乗車人数を確認いたしますと、谷河原駅と河合駅は公表されておりませんが、常陸太田駅では、令和3年度で1日当たり約900人弱という利用状況であり、しかも、そのほとんどが通学者となっております。このような状況を考えますと、駅を中心とした新たな開発は慎重にならざるを得ないものと考えております。

なお、谷河原駅に近接している市街化区域におきましては、立地適正化計画におきまして居住誘導を図るべき区域と位置づけております。また、河合駅周辺につきましては、市街化調整区域ではありますが、既存の集落を維持するため、住宅等の立地を許容する区域として指定しているところでございますので、引き続き居住を誘導し、もしくは集落の維持を図ってまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 企画部長。

〔柴田道彰企画部長 登壇〕

○柴田道彰企画部長 人口減少対策に係る補助金制度に関する3点のご質問にお答えをいたします。

1点目の住宅取得促進助成金の改善を進めることのご考えでございますが、本助成金は、子育て世帯等または子育て世帯等と同居するために住宅を取得された方に最大で50万円を支給するという支給対象者に着目した制度でございます。市内であれば取得する住居に場所の制限はございません。一方、里美白幡台団地転入促進助成金は、市が所有する土地の有効活用を図ることを目的として、分譲地に住居を新築された方に対し100万円を支給するものでございます。いずれの助成金につきましても、本市への定住を促進するための事業ではありますが、それぞれの目的は異なりますことから、現時点で住宅取得促進助成金の事業内容の見直しを行う予定はございません。

次に、住宅取得促進助成金の対象者への広報活動等に関するご質問にお答えをいたします。

当該助成制度につきましては、市長自ら名刺に各種支援事業を刷り込みアピールしているほか、市の広報紙やホームページへの掲載により周知を図っておりますが、本助成制度を申請された方に、この制度を何で知ったのかをお尋ねしたアンケートにおきましても、56.3%の方が広報やホームページを見てと回答しております。その他の広報活動といたしましては、市の少子化対策をお伝えするポスターでの周知や移住・定住を特集する雑誌や新聞などの媒体も活用しております。今後も引き続き効果的な制度の周知に努めてまいりたいと存じます。

3点目の、空き家バンクのリフォーム助成対象者及び助成後の居住状況についてのご質問にお答えをいたします。

初めに本制度は、市の空き家バンクに登録された物件の所有者または当該空き家の賃借人、もしくは、居住することを目的として空き家を購入した方を対象とするものでございます。

次に、助成後の居住状況につきましては、平成30年度から令和4年度に助成を行った60件の物件に対し、令和5年4月末時点で49件の方の住民登録による入居を確認しております。

なお、11件につきましては住民登録による入居は確認できませんが、2地域居住のための住宅やセカンドハウスとしての活用も考えられ、入居件数を超える利活用が図られているものと考えております。

○藤田謙二議長 保健福祉部長。

〔中嶋みどり保健福祉部長 登壇〕

○中嶋みどり保健福祉部長 高齢者の栄養バランスのとれた食事の提供体制についての1点目の社会福祉法人等が食事を配達している配食サービスの健康管理についてのご質問にお答えいたします。

市が実施している配食サービス事業につきましては、自ら調理することが困難な高齢者等に対し、原材料費等の実費相当額として1食当たり300円を利用者に負担いただき、栄養バランスのとれた夕食を平日週4回を限度に訪問配達し、高齢者の健康保持を図るとともに、安否確認を行っているものでございます。

現在、9事業所への委託により実施しており、令和5年3月末現在、413の方が利用され

ており、令和4年度実績といたしましては、延べ5万2,716食を提供しております。

各委託先では栄養士が献立を作成しており、高齢者の希望に応じて、カロリー調整食、たんぱく質調整食、腎臓食など持病に配慮した食事や、ムース食、軟らかめの食事といったかむ力が弱くなった方向けの食事を提供しております。

また、社会福祉協議会に委託し、在宅の独り暮らし高齢者及び心身障害者を対象に、孤独感解消を目的として実施しているふれあい給食事業につきましても、原材料費等の実費相当額として、1食当たり300円を利用者に負担いただいた上で、栄養士の作成した献立により栄養バランスの整った食事を提供しており、令和5年3月末現在、141人の方がご利用され、令和4年度実績といたしましては、延べ2,686食を提供しております。さらに今年度から、健康づくり推進課フレイル対策室と連携し、フレイル予防につながる献立を考案し、食事を提供する予定です。

引き続き、栄養バランスがとれ、さらに高齢者のニーズに沿った食事を提供することで、高齢者の健康保持を図ってまいります。

○藤田謙二議長 教育部長。

〔西野保教育部長 登壇〕

○西野保教育部長 高齢者の栄養バランスのとれた食事提供について、食事の提供体制についての2点目、学校給食センターの食事を高齢者向けに作り配達するのは可能かどうかのご質問にお答えをいたします。

学校給食センターは、学校給食衛生管理基準に基づいた施設、設備、衛生管理体制で、発達段階に応じた栄養価等を計算し調理した学校給食を小中学校や幼稚園、こども園の児童生徒等へ提供することを目的とした施設となっております。このため、高齢者向けの食事を作るためには、学校給食用とは別に施設、設備、体制を整備する必要がありますことから、高齢者向けの食事を調理、配送することは、現段階では困難と考えております。

○藤田謙二議長 建設部長。

○高橋学建設部長 大変申し訳ございませんが、答弁の一部を訂正させていただきたいと思っております。

1番の(1)①のバリアフリー化に関するご質問に対する答弁におきまして、「県道と歩道の高低差」と答弁いたしましたが、正しくは「車道と歩道の高低差を5センチ」ということでございます。お詫びして訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

○藤田謙二議長 森山議員。

〔4番 森山一政議員 質問者席へ〕

○4番(森山一政議員) いろいろな答弁、誠にありがとうございます。

それで、1番のバリアフリー化については、平成16年以前の歩道と車道ということで、高低差がマウントアップタイプということで25センチありましたが、平成17年以降の道路整備では、歩道と車道の高低差を5センチにして段差のないバリアフリー化の道路整備が行われているということです。また、引き続き居住誘導していくということで理解をいたしました。

2番目の質問で、人口減少対策に関わる補助金制度について、当市では住宅補助として最大5

0万円を支給してくれます。素晴らしいことだとは思っております。ただ、東京に近い自治体では、移住・定住を希望される子育て世帯のための新築戸建て賃貸住宅を家賃5万円前後で20年借りていますと、その住宅を無償で譲渡してくれるというような自治体もあります。また、賃貸マンション、2DKの家賃を3万5,000円で、中学生以下の子どもがいますと、1人当たり5,000円、最大1万5,000円が免除になり、たまたま子どもが3人にいますと、家賃が2万円でアパートに入れるというような地域もあります。

他の地域でも、いろんな補助を出して頑張っております。今、自治体では補助金を出して、人が来てもらえるようにいろいろな面で努力しているのは分かります。その地域に合ったような補助金制度もこれから少しずつ考えていっていただければと思っております。要望いたします。

3番の学校給食センターで食事を高齢者向けに作り、配達については学校給食衛生管理基準があり、現時点では難しいということです。これから実際に、少子化になり高齢化になる。実際、常陸太田市は里美にもあった給食センターも終わりになり、今、1つの給食センターになっています。これからもそういうことを長い目で考えていきますと、高齢者にも食事配達ができるような断続的な考えを持っていただければと思っております。要望いたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分休憩

---

午後1時00分再開

○藤田謙二議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番菊池勝美議員の発言を許します。6番菊池勝美議員。

〔6番 菊池勝美議員 登壇〕

○6番（菊池勝美議員） 6番菊池勝美でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、「地域の声を大切に」をモットーとしておりまして、今回の質問につきましても、大きくは2点であります。地域の皆さんの声であります。

最初の項目は、带状疱疹についての带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてであります。市の考え方を伺いいたします。

带状疱疹については、ご案内のとおり、日本人成人の90%以上は带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜んでいると言われており、50歳代から発症率が高くなり、80歳までには約3人に1人が発症すると言われております。带状疱疹は、多くの人が子どものときに感染する水ぼうそうのウイルスが原因で発症し、水ぼうそうが治った後もウイルスは体内に潜伏しており、過労やストレスなどで免疫力が低下すると、再びウイルスが活発化して带状疱疹を発症するというものであります。

発症しますと、皮膚の炎症だけでなく神経にも炎症を起し、激しい痛みで襲われ、神経の損傷がひどい場合は皮膚の症状が治った後も痛みが続くことがあり、50歳以上で带状疱疹を発症



した人のうち約2割の人が、3か月以上も痛みが続くというふうに言われているようであります。

帯状疱疹は50歳以上の人に多く発症するため、50歳以上の人は帯状疱疹ワクチン接種の対象となっておりますが、ワクチンを接種することによって、発症の予防効果、また、発症した場合でも症状を軽くする効果が期待できるものと言われております。

今年の4月の新聞によりますと、帯状疱疹ワクチン接種費用の助成が、茨城県内では、石岡市、小美玉市、美浦村、そして筑西市の4自治体において4月から始まっております。また、過去において新型コロナウイルス感染症に感染した50歳以上の人は、帯状疱疹の発症リスクが高まる可能性があるというイギリスの製薬大手の研究発表も掲載をされておりました。

さて、宝島社発行の「田舎暮らしの本」、今年の2月号ですが、この本によりますと、住みたい田舎ベストランキングにおいて、常陸太田市が北関東エリア、これは人口に関係なく、北関東エリアで、子育て部門では第1位、総合部門でも第1位に輝いております。さらに、全国の人口3万人から5万人未満の自治体では、子育て部門で第4位、総合部門でも3位という快挙であります。さらに、常陸太田市では今年度、市内の全中学生に対して、市内の全てのバス停において自由に乗降できるフリーパスを配布する事業を全国で初めて実施をするものであります。

このような常陸太田市の状況でありますので、ぜひとも茨城県内で第1号として実施をしていただきたかったのでありますけれども、先ほど申し上げましたように既に4自治体で助成を始まっております。これは市のイメージアップにもつながり、大変重要であると認識をしております。ぜひとも助成をお願いしたいというふうに思うわけであります。

昨年6月の定例議会では、同僚議員が同様の質問をされました。そのときの答弁は、「茨城県内においては接種費用を助成している市町村はない。全国的には、接種費用の一部を助成している自治体があることは認識をしている。今後、ほかの自治体の状況について情報収集を行いながら調査・研究をしてみたい」という答弁をされております。

そこで、お伺いをいたします。本年度、既に4自治体が接種費用の助成を開始したことについてはどのように理解をされているのか。また、先ほども申し上げましたように、「田舎暮らしの本」住みたい田舎ベストランキングでは上位にランクされているわけでありまして。これからも常陸太田をアピールする意味でも助成を始めてはいかがか、ご所見をお伺いいたします。

続きまして2項目めです。山林や耕作放棄地等における竹林対策について、2点をお伺いいたします。

まず1点目は、放置竹林への対応についてお伺いいたします。

林野庁によりますと、全国の森林面積は2017年には16万7,000ヘクタールとなり、2007年からの10年間で約7,500ヘクタール増えております。その大部分が放置竹林と言われております。これは、中山間地域に暮らす住民の方々の高齢化が進み、竹林の管理が手薄になってきていることが要因だと言われております。

本市におきましても、特に中山間地域においては放置竹林が目立ってきている状況であります。耕作放棄地となった畑が竹林に隣接していれば、竹の侵入は早いものですから、間違いなく、二年で放置竹林になってしまいます。スギやヒノキなどは10メートル成長するのに約20年ぐ

らいかかりますが、竹の場合には二、三か月で10メートルぐらいは成長します。また、竹は地下茎が1年に七、八メートルも伸びることから、繁殖の範囲が広く、また成長が早いと言われております。

そこで、竹の利活用について、幾つか事例を紹介したいと思います。

福岡県の糸島コミュニティ事業研究会などが立ち上げました準国産メンマプロジェクト、これに参加している団体が、令和3年6月現在、全国で35府県に拡大している状況であります。このプロジェクトに参加している千葉県のNPO法人は、令和2年度、メンマを五、六トン製造販売、さらに令和3年は約20トンものメンマを売り上げたという状況であります。

常陸太田市の道の駅では、金砂郷地区の企業が製造したメンマを僅かではありますけれども販売をしております。令和2年の11月から昨年11月まで2年間ではあります、売上げが数万円程度だということでありました。また、常陸大宮市の道の駅かわプラザでは、同じ地区で竹林整備を行っている久慈岡共有竹林組合がタケノコを収穫し、それを道の駅で買い上げて、メンマの製造は土浦市の食品加工会社に委託をしております。1袋、これは100グラム入りですけれども、令和2年は1,300袋、令和3年が2,300袋、昨年が1万6,000袋を販売しております。

竹林問題に取り組む九州循環共生協議会では、販路づくりが課題ですけれども、地域資源を生かし雇用を生み出す商品は、国連の持続可能な開発目標、いわゆるSDGsにも合致しており、売り込みやすいということをお話されております。

また、お隣の栃木県茂木町では、牛ふんや落ち葉などを堆肥化し、循環型社会構築を目指して、山林を荒らす竹を粉砕し、堆肥に入れております。これは、道路脇に倒れて放置されていた竹の処理がきっかけでありまして、2009年から堆肥に竹を粉砕して入れており、これは竹に多く含まれる乳酸菌が放線菌や糸状菌などの働きを活性化させるため、できた堆肥は土がふかふかになるという評判で、令和元年現在ですが、年間1,500トンが町内外で使われております。さらに、竹自体が土にいいということが分かってきたため、土壌改良剤としても商品化され、ニラの収穫量が増加しているという検証結果が出ている状況であります。

また、茨城県つくば市の森林総合研究所では、インフルエンザウイルスに対して、竹からの抽出液が市販されている消毒用エタノールと同等の消毒効果があることを確認しております。さらに、竹の抽出液は、消毒効果のほか、肌に優しく皮膚の炎症を抑えるため、アルコールがかぶれやすい人、また、子どもたちにも気兼ねなく使用できると言われております。これには、管理のゆきとどかない竹林が増える中、抗菌剤として高付加価値な商品を地方で生産できれば、竹の山が宝の山になる日も近いというふうに期待を寄せているようであります。

また、愛知県農業総合試験場では、乳用牛の飼料として竹を活用する技術を開発いたしました。農水省の統計では、搾乳牛1頭当たりの経営コストのうち、飼料代が、これは令和3年現在でありますけれども、北海道で約45%でありますので、北海道を除き飼料畑を確保しにくい都府県では、その割合はさらに高まるものと考えられております。同試験場では、放置竹林が全国各地で問題になっているが、未利用資源の有効活用に加え、輸入飼料への依存度を減らすことにもつ

ながるということで、大変期待をしているようであります。

岡山県倉敷市は岡山県内で一番のタケノコの産地であり、市内にある家具メーカーでは、日本で唯一竹の集成材を使った家具を生産しております。日本デザイン振興会においてグッドデザイン賞を受賞するなど評価も高く、海外の顧客も多く、地域では竹は資源として見直され、竹の集成材を広めて竹循環型社会の実現を目指しているというものであります。

さらに、これは堆肥の関係ですけれども、広島県安芸高田市の堆肥センターでは、やはり放置竹林の解消に竹チップ堆肥の利用を広げております。年間約1,500トンを製造し、市内の農家約200戸に提供をされているほか、全国にも販売を始めたということでもあります。市内の農家は、市の補助金を活用して安く買えるというようなことでもあります。竹を資源化し、竹チップ堆肥の利用拡大により放置竹林の管理もよくなり、伐採で見通しがよく、イノシシなどの獣害の減少も期待をできるということでもあります。今、申しましたように現在は全国に販売したり、ふるさと納税の返礼品などにも販路を広げているということでもあります。

いろいろ全国の事例のごく一部を申し上げましたが、これら放置竹林に対しての市の対応についてをお伺いいたします。

2点目ではありますが、竹粉碎機の導入及び市民への貸出しについて、お伺いいたします。

近隣の市町村においては、竹の粉碎機を導入し、一般市民に対し無償で貸出しをしている現状があります。ご案内のように竹の処理は大変厄介なものであります。そこで、先ほど来申し上げておりましたが、嫌われ者、厄介者、これらが変わるかもしれない、こういう現状を捉えまして、ぜひとも竹粉碎機を導入の上、市民に対する無償にての貸出しをお願いいたしたく、ご所見をお伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わります。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔中嶋みどり保健福祉部長 登壇〕

○中嶋みどり保健福祉部長 带状疱疹についての、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてのご質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンは、平成23年3月に認可された乾燥性弱毒性水痘ワクチンと平成30年3月に認可された不活化ワクチンであるシングリックス、この2種類があります。どちらのワクチンも任意接種として50歳以上の方が対象で、接種費用は1回につき約1万円から2万円前後となっております。

昨年度まで茨城県内において带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を行っている自治体はありませんでしたが、菊池議員のご発言にもございましたように、今年4月から4つの市村——石岡市、小美玉市、筑西市、美浦村で3,000円から1万円と、一部助成が開始されたことは認識してございます。

なお、市内医療機関における带状疱疹の罹患者数を調査しましたところ、1医療機関につき月平均で2から3名の方が受診されている状況です。

本市におきましては、健康で快適な市民生活の実現に向けて、現在、がんの早期発見・治療に

向けて、肺がん、胃がん、大腸がんの3大がんの検診受診率の向上に取り組んでいるところでございます。また、带状疱疹ワクチンを含め予防接種全般として、接種後の副反応、健康被害が社会的に問題になることも多いため、国の定期接種化に向けた動向を注視するとともに、近隣を含め、ほかの自治体の動向も踏まえながら調査・研究してまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 農政部長。

〔岡田和也農政部長 登壇〕

○岡田和也農政部長 竹林対策について、2点のご質問にお答えをいたします。

1点目の放置竹林への対応についてでございますが、国内の竹林は近年、住民の高齢化や生活用品、建築資材等としての国産竹材の利用減少、さらには輸入材、輸入タケノコの増加等により有効活用されていない状況にあり、伐採等の適正管理がなされないことに起因する竹害が社会問題になっており、本市におきましても、山林内の竹の繁茂や耕作放棄地等に竹が侵入する箇所が増加をしております。

山林や耕作放棄地の竹林につきましては、「森林経営管理法」や「農地法」に基づき、基本的に所有者自らが管理することとなっておりますことから、本市ではこれまで、竹林を含む森林及び農地の適正な管理の必要性につきまして、市民へ周知をしてきたところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、本市における高齢化の進展等を考えますと、竹害への対策について検討が必要と考えております。

現在、森林の持つ多面的機能の維持や温室効果ガスの排出削減、災害防止等の観点から、森林環境譲与税を活用し、市面積の4分の1を占めるスギ、ヒノキ等、市有の人工林整備を優先的に進めているところでございますが、放置竹林の整備につきましても、この森林環境譲与税の活用を含め、新たに事業を実施することが可能か検討してまいりたいと考えております。

次に、竹粉碎機の導入及び市民への貸出しについてでございますが、議員ご発言の近隣市町村において、竹林整備と竹資源の有効活用のため、竹粉碎機を導入し、地域団体等に貸出しを行っている事例につきましては、承知をしております。

本市といたしましても、竹粉碎機導入を含む竹林の管理につきましては、主体的にご活動いただける市民や団体等のご意見・ご要望を把握するなど、調査・研究を進めてまいります。

○藤田謙二議長 菊池議員。

〔6番 菊池勝美議員 質問者席へ〕

○6番（菊池勝美議員） ご答弁ありがとうございました。2回目ではありますけれども、今回は要望とさせていただきます。

今の带状疱疹ワクチンの予防接種の件でありますけれども、ご答弁の中に、国の定期接種化に向けての動向を注視していくと、さらに、助成を開始した自治体の取組状況や近隣の自治体の動向等々について調査・研究をされるとのご答弁をいただきました。

また現在、市で、結婚、出産、子育て、家賃助成やおむつ代の助成、さらに子どもさん方の医療費、給食費、保育料等々、子育て世代、若者世代に対して助成をしている現状を考えれば、今回は、高齢者に対しての助成も選択肢の一つではないかなと考えたところでございます。今後、

できるだけ早い時期に帯状疱疹ワクチン接種費用の助成が開始されることを強く要望をいたします。

2項目めの山林や耕作放棄地等における竹林対策についてでございますけれども、いろんな事例をごく一部申し上げましたが、この中で、市と農業者が取り組める可能性があるものについてはぜひ検討をいただきまして、ご支援をお願いしたいというふうに考えております。また、本市の自然環境や農業環境、さらに有機農業の推進を考えると、特に耕畜連携が重要ではないかというふうに考えます。繁殖牛、肥育、乳牛等々、畜産農家もいることですので、これら総合的な利活用を図る観点から、堆肥と竹の有効活用、これらをぜひ推進していただければと要望をいたします。

併せまして、竹粉碎機の導入につきましても調査・研究ということではありますが、実際、近隣の自治体で既にやっている現況があるわけですので、ぜひとも実施の方向で検討されるようお願い申し上げます。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 次、9番平山晶邦議員の発言を許します。9番平山晶邦議員。

〔9番 平山晶邦議員 登壇〕

○9番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従い一般質問を行います。

先週の台風2号による大雨に対し、災害警戒本部の設置から災害対策本部への設置と、市民の安全安心に向けて早急な対応を行っていただいたことに対し、敬意を表したいというふうに思います。一部被害に見舞われた地域もありますが、大きな災害でなくてよかったと思っております。被害の復旧に向けては早急な対応にご尽力していただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

今、常陸太田市は、東部土地区画整理事業に企業が進出してきたことにより、常陸太田市の風景が変わりました。夜景が変わりました。地域に勢いが出てきたように思います。

私は今までの議会の場において、現在、常陸太田市が行っている4つの事業——東部土地区画整理事業、日立市までトンネルを通す市道0139号線の整備事業、山吹運動公園整備の核となる総合体育館アリーナの整備事業、栄町の旧JT跡地の整備事業は、常陸太田市活性化対策と少子化・人口減少対策にとって非常に重要な事業だということをお願いをいたしました。少子化・人口減少対策は、子育て事業のソフト事業と魅力ある地域にするハード事業が融合することが大切だということも申し上げてまいりました。

その一つである東部土地区画整理事業が勢いある進捗で進んでいるということは、うれしい限りです。そして、これからも、太田警察署の整備、官民連携複合施設整備や市長のトップセールスにより、優良企業の進出なども進む予定だと聞いております。この事業の成功により、その他の3事業も早急に進めて、時間との戦いである少子化・人口減少に少しでも歯止めをかけていただきたい、そして、新たな常陸太田市地域活性化を進めていただきたいと心から願うものであります。

前段に以上のことを申し上げ、一般質問に入ります。

第1の質問は、今後の常陸太田市の町会に対する行政協力員に係る業務について、お伺いをいたします。

市は、町会における行政協力員制度の中で、多くの業務を町会にお願いをしています。しかし、今、社会状況や環境の変化に伴い、町会の在り方も変わってきているように思います。町会に入らない方や町会を抜ける方、そして、町会の役員がなかなか決まらないというお話も私のところに入ってまいります。町会はコミュニティの核となって、災害時や問題が起きたときなど市と連携して対処する中心の組織であります。その組織が高齢化進捗の中で本市においても、役員・運営の担い手不足等、大きな曲がり角に来ているように思います。

常陸太田市合併以来20年近くがたちますが、町会へ行政協力員制度で市からお願いしている業務のありようは、20年来何ら変わってないであります。本市の124町会といっても、その形態は11世帯の町会から団地を抱える1,000世帯を超えるような町会、そして、世帯間が離れている山間の町会から世帯が密集している町会と、その環境や形態は千差万別です。その町会に対して合併後20年来、市は、先ほども申し上げましたように、補助金等の申請業務、自主防災組織の運営、行政への要望・陳情業務、行政等からの依頼業務など、多くの業務を行政協力員制度の中でお願いをしています。

市民皆様が認識しているように、高齢化が進み、空き家が増え、人口減少等により町会活動への住民の認識も変わりました。このように、町会が置かれている状況や環境が変化している中で、市は20年前と同じように町会に対して行政活動業務をお願いしているのです。私は、このような状況は、今後5年先、10年先において、行政協力員制度を受皿とした町会への市からの業務はできなくなっていく町会も出てくるのではないかと危惧をいたしております。行政協力員制度の中でお願いする業務も、効率化やスリム化を図っていかねばならないと考えます。

そこで、今後の市と町会との行政協力員に係る業務の在り方について、お伺いをいたします。

1点目は、町会の現状について調査・研究は行っているのかを伺います。

先ほども申し上げましたように、市内124町会は町会の歴史的な成り立ちや、様々な形態で運営されています。町会ごとに、合併以来20年近くたつ中で、抱える課題、問題も様々です。しかし、全体的に言えますことは、人が減っている、高齢化が進んでいることは間違いのない事実です。その中で、市からお願いされる業務の受皿としての役割の低下が進んでいるように思います。そのように考えると、今後の町会の在りようはどのようなようになっていくのかが、市にとって大切であると考えます。ですから、市内の町会の調査・研究を今までに行っているのかということをお伺いしたいわけであります。

2点目は、各町会の現状分析と町会が持っている機能分析を行い、課題や問題点をどう考えるのかをお伺いをいたします。

1点目で申し上げましたように、調査・研究を行えば、今後の各町内の課題や問題が浮き彫りになってまいりますので、それに対してどのように行政協力員制度で市がお願いしている業務を改善していったらよいのかが見えてくると思います。そこで、課題や問題にどのように市と向き合うのかをお伺いをいたします。

3点目は、今後の行政協力員制度の在り方について、ご所見をお伺いいたします。

現在、町会に対して市から22項目の業務依頼をしているわけですが、今後の受皿として、社会環境の変化にマッチし、持続可能な行政協力員制度となっていかなければなりませんので、今後の行政協力員制度のご所見を伺いたいわけであります。

第1の質問は以上であります。

第2の質問は、読書教育と図書館運営について、お伺いをいたします。

IT化が進み、今、ChatGPTなどの議論も話題となっている状況がありますが、ITの進捗は利便性があるという中で、今まではIT機器を使って調べることであったのが、ChatGPTは人工知能が解答を作ってくれるようになるようであります。人間が考え調べて調査をして解答を導き出すということを人工知能が行ってしまう。自分で考えるという行為が今後ますます退化してしまうような状況が生まれてくるのかと思うと、これからの子どもたちは読書をするという時間を持たなくなってしまうのかと危惧するところであります。

私たちはグローバル社会の中で生活しているのですから、IT機器等を利用することは大切なことであり、ICT教育を進めることも重要であり、利便性が進むことによって失うものがあるとはいけません。自分で考える力というものが育まれないようでは問題が出てくるように思います。自分で考える力を育み、人間形成において大切なのは、私は読書ではないか、そして、本を読むという習慣を身に付けることではないかと考えます。子どもたちばかりでなく、私たち大人も本を読む環境は大切であると思います。

そのような中で、住民に対する図書館サービスの拠点は、市の図書館であります。市図書館の基本は、市民の求める資料や情報を提供することであると考えます。本市は、太田地区の本館のほか、各地区の分室を含め図書館サービスを行って、令和4年度では17万5,000冊の本が利用されているようであります。市民が等しく図書館を利用できるためには、図書館運営の充実を図っていく必要があると考えます。

そこで、次の3点をお伺いいたします。

1点目は、市内の小中学校での読書教育の現状について、お伺いをいたします。2点目は、学校図書館と市図書館の連携はどのような状況なのかをお伺いをいたします。3点目は、図書館における多様な書物や多言語の童話や本などは整備されている状況になっているのかを伺います。

以上で私の1回目の質問といたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市民生活部長。

〔小又理恵市民生活部長 登壇〕

○小又理恵市民生活部長 町会に対する行政協力員制度に係る業務についての3点のご質問にお答えいたします。

初めに、当市におきましては、住民福祉の増進や住民自治の推進に当たり、行政協力員制度を設けまして、住民自治組織である町会の皆様を重要なパートナーとして、市行政の様々な業務についてご協力をいただき、連携を図りながら進めてきております。

1点目の町会の現状について調査・研究は行っているのかとのご質問でございますが、町会の現況把握については、これまで市が主催する行政協力員会議の場や行政協力員である町会長組織の会議の場などにおいて、町会の現状等を踏まえた行政協力員業務についてのご意見等をいただきながら把握している状況にあり、市として、全町会におけるそれぞれの課題の詳細な把握のための調査等につきましては実施していない状況でございます。このような状況から、市からご依頼する行政協力員制度に係る業務についても従前のおりとなっております。

次に2点目の、各町会の現状分析と町会が持っている機能の分析を行い、町会の課題や問題等をどのように考えているのかとのご質問でございますが、来年で合併後20年が経過し、この間の社会情勢や生活環境の大きな変化により、町会ごとの現状や抱える課題につきましては、議員ご指摘のとおり、少子・高齢化、人口減少に伴う町会人口・世帯数の減少による町会役員等の担い手不足、さらには、コロナ禍による住民同士のつながりの希薄化、個人意識の多様化など新たな課題も加わり、それぞれの町会を取り巻く環境も刻々と変化している状況にあるものと認識しております。

例えば、行政協力員の皆様に対しましては、町会長の手引きにおいて22の項目について業務のお願いをさせていただいているところでございまして、そうした中で民生委員等の推薦依頼などは、人口減少や高齢化の進展によって大変難しい要請であるという意見もいただいております。市といたしましても問題意識を持っているところでございます。また、各種補助申請についても、複数の申請をまとめることで負担を軽減できないかといった問題意識も有しているところでございます。このように、町会の現状に対応した行政協力員制度に係る業務について考えていくためには、市として町会ごとの課題等の把握が必要と認識をしております。

3点目の今後の行政協力員制度の在り方についてでございますが、ただいまご答弁申し上げましたように、町会の現状に対応した行政協力員制度としていく必要があると考えております。そのため、市として町会ごとの課題等の把握に当たり、まずは、町会の現状、課題等を抽出するための方法などについて検討いたしまして、抽出された課題等について集約・精査をし、制度の目的である住民福祉の増進や住民自治の推進に資するよう行政協力員制度に係る業務の効率化について研究してまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 教育長。

〔滝睦美教育長 登壇〕

○滝睦美教育長 読書教育と図書館運営についての3点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の小中学校での読書教育の現状についてでございます。

児童生徒の読書教育として、令和4年度までの実績で申し上げますと、市内全ての学校において始業前に読書タイムを設け、読書習慣の定着を図っております。また、教育委員会では、読書への関心や意欲を高めるために「読書のすすめ」というリーフレットを作成し、学校を通じ全ての児童生徒に配布しているところでございます。

また、読書に対する積極性を養うため、県による「みんなにすすめたい1冊の本推進事業」に取り組み、人気の新刊本や読書感想文コンクール指定の課題図書などを児童生徒に薦めるとも



に、読書量の目標として、小学4年生から6年生で1年間に50冊、中学生では30冊を掲げ、達成できた児童生徒には賞状を授与しているところでございます。その結果、令和4年度、本市では、小学生で90.3%、中学生では31.2%の目標達成率となっており、こちらは県平均の小学生で66.3%、中学生で20.1%を上回っております。

過去3年間のコロナ禍においては、感染防止の観点から図書室の利用を制限せざるを得ない状況もございましたが、本を読む機会が失われることのないよう、本の貸出し方法を工夫するなど読書習慣の確立に努めてまいりました。さらに、今年度は読書カードのICT化を図り、生徒用タブレットの端末からこれまで読んだ本の記録を簡単に確認できるようにし、特に中学生の読書量のさらなる向上を目指しているところでございます。今後も児童生徒の読書への意欲を育てるため、図書室の機能の充実を図るとともに、日々の授業における読書指導を繰り返し実施していくなど、学校における読書教育を推進してまいります。

次に2点目の、学校図書館と市図書館の連携はどのような状況なのかについてのご質問にお答えいたします。

市図書館では、学校の授業において図書を副教材として使用したり、児童生徒が様々な図書を自由に手に取って読むことができるよう、学校図書館に所蔵していない図書については、学校や児童生徒からの要請に応じ定期または随時に貸出しを行っているほか、学校図書館司書を対象とした学校図書館運営研修会に市図書館の司書が講師として参加するなどの交流を図ってきたところでございます。この交流は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により近年は実施を見送ってまいりましたが、今年度の再開に向けて準備を進めているところでございます。

また、学校からの要請により、市図書館司書が学校に出向いて、あるテーマに沿った本を児童生徒たちに紹介するブックトークの開催や、市図書館においては、みんなにすすめたい1冊の本推進事業で推薦されている本をまとめたコーナーの設置、生徒が学校の授業で作成した本に関するPOPを活用した本の紹介コーナーを開設するなど、学校との連携を図ってまいりました。今後も双方の密な連携により、子どもたちの読書教育の推進につなげていきたいと考えております。

最後に3点目の、図書館における多様性ある書物や多言語の童話や本などの整備状況についてのご質問にお答えいたします。

図書館では、利用者の知識や情報の習得などの要望に応えるため、多くのジャンルや種類の図書資料の充実に努めているところでございます。この中で多言語に関しましては、外国語で書かれた絵本としては、現在、英語267冊、フランス語19冊、ドイツ語20冊、スペイン語7冊、その他の言語28冊の合計341冊を所蔵しておりますほか、利用者の希望する本がない場合は、県立図書館や他の図書館からの相互貸借制度を活用し対応しております。

また、外国語の絵本の活用事例といたしまして、過去には市図書館において、市教育委員会のALTにより、「はらぺこあおむし」の絵本を6か国の外国語で読み聞かせるお話し会を行ったことがございます。さらに、本年4月に外国語で書かれた絵本のコーナーを設けましたところ、利用者に好評でありましたことから、外国語の絵本コーナーの常設設置を予定しているところでございます。

今後につきましても、様々な分野の図書の充実を図り、多言語を含め利用者の多様なニーズに対応できるよう努めてまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 平山議員。

〔9番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○9番（平山晶邦議員） ご答弁いただきありがとうございます。

2回目の質問でございますが、2回目は、私の感じと、あと要望をして終わりたいというふうにあります。

第1の質問の町会に対する行政協力員制度に係る業務についてでございますが、ご答弁にあったように20年来、市から町会にお願いしている業務は変わっていませんでした。その間、町会は大きく変わっている状況の中で、今後は各町会の現状、課題等を的確に抽出する方法、仕組みについて検討する。そしてまた、課題等に対して精査して、行政協力員制度に係る業務の効率化を図っていくというご答弁をいただきましたから、私は執行部の皆さんの今後の対応にご期待を申し上げます。私は、これからも命ある限り常陸太田市に住み続けていかなければなりません。どうか、持続可能な、その時代時代に合った行政の対応を強くお願いを申し上げます。

第2の質問であります。読書教育と図書館運営については要望を申し上げておきます。

1点目の読書教育の現状についてのご答弁にあったように、やはり学校において日々の授業における読書教育を繰り返し実施していくことが大切であると考えています。読書量の目標も、これからもっと向上しますよう、特に中学生の向上を目指していただければという思いを強く持っております。よろしく願いをいたします。

2点目の学校図書館と市図書館の連携については、私も現場の先生方から現状をお聞きいたしました。学校の先生方からは非常にうまくいっているというお話がございました。ご答弁にあったように、コロナ禍で中断していた学校図書館司書と市の図書館司書との交流は、私は必要であると考えておりますので、今年度開催するというふうな旨のご答弁であったように理解をしておりますので、これもよろしく願いをしたいと思っております。

3点目の市図書館の多様性ある本の整備状況については、改めて要望をしておきます。

整備をしたいと申しましても、やはり予算がなければ充実した内容とはなりません。市の図書館の予算を見ますと、電子書籍利用料を除いた予算であります。令和3年837万5,000円、令和4年800万円、令和5年が753万6,000円と、電子書籍利用料が入っているからということもあるのかもしれませんが、現物の本の予算は減ってきております。本も値上がりをしています。予算が減額されますと、必要な本の冊数が減少してしまうという状況が生まれてくるのではないかとこのように思っております。

私は、図書行政は市民生活にとって大切な市行政が行う事業であると考えますので、予算についても充実していただきますよう、改めてこの場からご要望をさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いを申し上げます。

以上で私の一般質問を終わります。

○藤田謙二議長 次、11番深谷秀峰議員の発言を許します。11番深谷秀峰議員。

○11番（深谷秀峰議員） 11番深谷秀峰です。通告に従い質問をいたします。

初めに観光の振興について、2点お尋ねをいたします。

1つ目は市内観光施設の現況で、コロナ禍からの各施設の回復状況であります。

2019年12月、中国湖北省の武漢で新型コロナウイルスによる重症患者が報告されて以来、コロナ感染症のパンデミックは全世界で何度も繰り返され、今年3月までに感染者数は6億7,000万人を超え、死者数は688万人にも達してしまいました。我が国においてもこの間、感染者数は3,332万人、亡くなった方は7万3,000人を超える悲惨な状況となりましたが、ワクチン接種が進むにつれ感染しても重症までは至らないケースが増え、今年5月8日に「感染症法」上の位置づけが第5類感染症に変更されました。

しかし、これまでの約3年半の間、この感染症パンデミックによって私たちの生活は大きなダメージを受けてしまいました。その中でも、特に飲食業や観光関連産業などはパンデミック中自粛や休業を余儀なくされ、計り知れないほどの打撃を被ってしまいました。多くの観光資源を持つ本市においては、これまでも観光の振興に力を注いできましたが、コロナ禍による影響は大変大きかったと言えます。

そこで、市内の主な観光施設——竜神大吊橋、西山荘、プラトーさとみのゴールデンウイーク期間中の入り込み客の状況はどのようであったのか、コロナ禍からの回復状況を知る意味から、コロナ禍前との比較も併せてその推移をお伺いします。また、今後の一刻も早い回復を図るため、その具体的方策についても併せてお尋ねをいたします。

次に、キャンプ場施設の充実について、市内各キャンプ場の今後の整備について、お尋ねをいたします。

コロナ禍の中、密を避けられるレジャーとして注目されたのがキャンプです。本県は全国でも有数のキャンプ場数を誇り、茨城県営業戦略部観光物産課のいばらきキャンプのサイトに登録されている数は78件、そのうち県北地域には29か所のキャンプ場があります。本市からは、リリーアカデミーキャンプセンター——元の県立野外活動センター、竜の里公園オートキャンプ場、竜神ふるさと村、プラトーさとみオートキャンプ場、そして、かなさ笑楽校がこのサイトに登録されています。

この中で、整備から30年以上が経過した竜神ふるさと村の利用状況と施設の現況、今後の整備方針について、お伺いします。また、一昨年のオープンから2年が経過したプラトーさとみオートキャンプ場については、テストケースとして4区画でのスタートでしたが、この間どのような課題が見え、それをどう総括しているのか、お伺いします。

次に、文化財保護活動について、2点お尋ねをいたします。

1点目は、文化財保護審議会の活動についてであります。

合併後の文化財の指定状況についてお尋ねをいたします。

豊かな自然に恵まれ、長い歴史を刻んできた本市においては、数多くの歴史的遺産や天然記念物があり、これまでもその保護活動に力を注いできました。戦国の世に名をはせ、現在までその

系譜が続く佐竹氏発祥の地として、また、その後は水戸徳川家ゆかりの地という歴史的背景からも、多くの歴史資産を後世に残していくことは大変重要なことと言えます。

県内の昨年度の市町村別指定文化財数を見ると、国・県指定文化財数では水戸市が最も多く、87件、桜川市59件、土浦市58件、常陸太田市48件、石岡市45件となっています。また、市町村指定文化財では、境町が489件、土浦市222件、古河市133件、笠間市119件、筑西市118件、水戸市108件、常陸大宮市106件、常陸太田市93件となっています。

本市は、合併によりそれぞれの指定文化財がそのまま引き継がれてきた経緯がありますが、合併後の新たな文化財指定についてはどのようにになっているのか、また、そこに文化財保護審議会がどう関わってきたのか、お伺いいたします。

2点目、エコミュージアム活動との連携について、活動を通して文化財保護意識を高めることについて、お伺いいたします。

文化財の保護というと、専門的知識を持った特定の人に関わるように取られがちな面もありますが、決してそうではなく、子どもからお年寄りまで地域の人たちが地域の財産を守っていこうという意識づけがとても重要になってきます。本市においては、これまでエコミュージアム活動を通し様々な地域活動を行ってきましたが、その中で文化財保護活動との連携も行っていると思います。そこで、これまでのエコミュージアム活動の中で、文化財の保護意識を高めるような活動は具体的にどのようなものであったのか、お伺いいたします。

3点目に、廃校等公共施設の有効活用について、お伺いいたします。

初めに公募による売却の取組について、これまでの売却の実績について、お伺いします。

本市においては、合併により多くの公共施設を有することになり、今後の施設の維持管理に多額の費用が必要になってくることから、平成29年に市公共施設等総合管理計画を策定し、その方針に基づき平成31年市公共施設等再配置計画を示し、40年という長い期間で約500億円縮減、施設保有総量30%減という具体的目標を掲げました。その計画に沿って現在まで、学校統合によって廃校になった施設やその他の公共施設の有効な利活用が検討されてきたことと思います。

私もこれまで何度か同様の質問をしてきましたが、それに対する答弁を要約すると、地域での新たな利活用が図られない場合は民間に売却するということでした。そこで、廃校等公共施設のこれまでの売却の実績はどうなっているのか、お聞きいたします。

2点目に、現在の各施設の応募状況と今後の方針についてお尋ねをいたします。

本市ではこの10年間、学校の統廃合がかなり進んだことで、当然、廃校の数が増えてしまいました。地域での有効活用が図られず、民間への売却もされないままの状態の施設が残っております。併せて再配置計画により使われなくなった公共施設もありますが、現在、これらの施設に対しての民間事業者などからの応募状況はどのようにになっているのか、また、今後さらに廃止となる公共施設が増えることを踏まえ、どのような方針で進めていくのか、お伺いいたします。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

〔根本晋商工観光部長 登壇〕

○根本晋商工観光部長 観光の振興について、（１）市内観光施設の現況についての①コロナ禍からの各施設の回復状況についてと、（２）キャンプ場施設の充実についての市内各キャンプ場の今後の整備についての２点のご質問にお答えいたします。

１点目のコロナ禍からの各施設の回復状況につきましては、ゴールデンウィーク期間中の竜神大吊橋、西山御殿、いわゆる西山荘でございます、プラトーさとみにおける入り込み客数の状況についてでございますが、竜神大吊橋は、コロナ禍前の令和元年度が３万３、１３６人、コロナ禍の令和３年度が９、７３６人、本年度が２万３、４４３人でございます。次に西山御殿は、令和元年度が１、２９４人、令和３年度が４８８人、本年度が６６３人でございます。次に、プラトーさとみです。令和元年度が３５９人、令和３年度が２４３人、本年度が３５４人でございます。

ゴールデンウィーク期間中としての入り込み客数は、各年における連休の日数の差や天候等にも左右され、一概に比較できませんが、本市における各観光施設においては、コロナ禍前までの水準にはまだ回復していない状況と捉えております。今後につきましては、各施設における誘客促進や魅力向上につながるイベント等の充実、観光物産協会ホームページやSNSを活用したタイムリーな情報発信を行うとともに、今年度の１０月から１２月にかけて、茨城デスティネーションキャンペーンを契機とした誘客促進策に積極的に取り組んでまいります。

なお、本年２月の台湾台北市でのいばらき大見本市において、竜神大吊橋の渡橋料が無料になるなどのおもてなしパスポートを台湾の方々にお配りしてきたところ、現在までに７８件の利用があり効果があると考えられることから、本年度発行を予定しておりますプレミアム付旅行券につきましても、インバウンド向けの発行を検討しているところでございます。

次に２点目の、キャンプ場施設、竜神ふるさと村とプラトーさとみオートキャンプ場の今後の整備についてでございます。

まず、竜神ふるさと村でございますが、ピーク時の平成３年度には年間４万２、０００人を超える利用がありましたが、令和元年度には年間２、５００人、令和４年度は年間４００人と激減しております。整備してから３２年が経過し、バンガローやコテージ、宿泊棟などの各施設の老朽化に加え、キャンプに対するニーズも変化していることから、今後の施設の在り方について調査・研究していく必要があるものと考えてございます。

プラトーさとみオートキャンプ場につきましては、令和３年度に４区画を整備したところ、利用状況といたしましては、令和３年度が３０３人、令和４年度が３１８人となっております。オートキャンプ場としましては区画数が少ないことに加え、風力発電設備の騒音といった問題もあることから、今後、プラトーさとみ周辺の土地利用について調査・研究が必要と考えております。

なお、本年度におきまして、旧金砂郷保健センター跡地の利活用に向け、民間活力の導入を念頭としましたサウンディング型市場調査を行う予定でございますから、竜神ふるさと村及びプラトーさとみオートキャンプ場を含めた市内のキャンプ場施設の在り方について検討を進めてまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 教育部長。

〔西野保教育部長 登壇〕

○西野保教育部長 文化財保護活動についての2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、文化財保護審議会の活動について、合併後の文化財の指定状況についてのご質問にお答えをいたします。

文化財の新規指定に際しましては、市の指定文化財につきましては、市教育委員会が市文化財保護審議会へ諮問し、答申を受けて市教育委員会が指定することとなります。国・県による指定につきましては、所有者等が申請をする際、市文化財保護審議会の意見書を添えて申請を行うこととなっております。

平成16年12月1日の合併以降の文化財の指定状況でございますが、国指定に瑞龍町の水戸徳川家墓所、中染町の鉄造阿弥陀如来立像、新宿町の西山御殿跡——西山荘が、県指定に小島町の星神社古墳が新たに指定を受けております。市指定文化財には、東連地町青蓮寺所蔵の豊後国二孝女関係資料、新宿町諏訪神社所蔵の天文11年銘棟札、大里町来迎院所蔵の木造阿弥陀如来坐像、天下野町東金砂神社所蔵の太刀2件と長巻1件、中野町の中野富士山古墳、東染町会所蔵の東染文書、大方町大方2号墳南埴輪棺からの出土遺物、そして、無形文化財としてかな料紙の技術保持者2名、合計10件を新規に指定しております。これらを含め指定文化財の総数につきましては、現在、国指定文化財が7件、県指定文化財が41件、市指定文化財が94件となっております。

次に、エコミュージアム活動との連携について、活動を通して文化財保護意識を高めることについてのご質問にお答えをいたします。

エコミュージアム活動は、地域の自然、歴史、文化等の地域資源をお宝として探すわがまち地元学事業、お宝の案内版や解説版の整備などを行う地域資源整備事業、お宝を活用し、地域コミュニティの活性化を目指す地域交流事業として、ステップを踏んだ事業を行ってまいりました。子どもから高齢者まで地域住民が主体となって取り組むほか、市指定文化財を含む様々な地域のお宝に触れることによって、地域コミュニティの活性化や郷土愛の醸成等、地域力の向上が図られたものと考えております。

このエコミュージアム活動につきましては、現在までに36の地域が取り組んでおりますが、近年は新規に取組を希望する地域が減少している状況でございます。

○藤田謙二議長 総務部長。

〔岡部光洋総務部長 登壇〕

○岡部光洋総務部長 3の廃校等公共施設の有効活用について、公募による売却の取組に係る2点のご質問にお答えいたします。

1点目のこれまでの売却の実績についてでございますが、廃校を除いた普通財産の施設につきまして、直近の実績では、令和3年度に旧JAみずほ倉庫、令和元年度に旧高倉駐在所を、それぞれ個人の方へ売却してございます。廃校につきましては、令和元年度に旧北中学校、平成26年度に旧北小学校、旧河内小学校、旧佐都小学校の計4つの廃校を民間事業者へ売却していると

ころでございます。

続いて2点目の、現在の各施設の応募状況と今後の方針についてでございますが、現在公募中の公共施設としては、里美地区上深荻町の旧梨木平工芸センター、廃校となった旧賀美小学校、旧小里小学校の計3施設となっております。

旧梨木平工芸センターにつきましては、本年5月10日から24日まで公募を行いましたところ、関心を持たれた方から問合せがあり、現地見学案内などをいたしましたが、最終的には応募はございませんでした。このため、現在は随時募集としているところでございます。

次に、2つの廃校施設につきましては、平成30年度に約1か月間公募を行いました。応募者がなく、令和3年6月には公募価格の減額を行い、現在、再度公募をしているところでございます。

このほか、廃止となった学校等公共施設におきましては、市や地域での利活用がないものについてはこれまで同様、基本的に有償による民間事業者への売却処分を進めることを考えておまして、公募に当たりましては、市ホームページへの掲載や、廃校については商工観光部との連携の上、文部科学省ホームページのみんなの廃校プロジェクトへ掲載するなど、広く情報発信に努めてまいります。

○藤田謙二議長 深谷議員。

〔11番 深谷秀峰議員 質問者席へ〕

○11番（深谷秀峰議員） 再質問をいたします。

コロナ禍からの各施設の回復状況については分かりました。

2点目の市内各キャンプ場の今後の整備についてお尋ねをいたします。

実は私もキャンプが好きで、去年はバイクツーリングで北海道5か所のキャンプ場を巡ってきただけですけれども、キャンプ場を探すときに参考にするのはグーグルマップの評価なんです。星が3つか4つか5つか、大体4つ以上を選べば間違いはない。北海道のキャンプ場はどれもすばらしい施設でした。そして、全て自治体に関係しているキャンプ場なんですけれども、料金が安い。300円とか500円。これで運営できるんですかと管理者に聞いたら、別にキャンプ場でもうけようとは思わない、きれいなキャンプ場に来てくれることによって、その町のイメージアップにつながるし、少なくとも食材とか燃料とかを地元で購入しているからいいんだという話なんです。

そこで、グーグルマップで市内の3つのキャンプ場を検索してみました。竜の里公園オートキャンプ場は星4つ以上です。確かにテントサイトは整備されて、近くに竜っちゃん乃湯があつて温泉にも入れる、これは人気が出るのは当たり前。じゃあ竜神ふるさと村はどうかというと、これも決して思ったほど悪くないです。ただ、それは4年前、5年前の話です。

直近の去年から今年にかけての口コミを見ると、見ましたか、4週間前のクチコミは、細い道を通っていったら途中でタヌキが死んでいて、駐車場に行ったら駐車場は草ぼうぼうで、テントサイトに入らないで帰ってきたという口コミがありました。ですから、全ての口コミを信じるわけじゃないけども、そういう口コミがSNSに流れることで、ものすごく利用者は減ります。で

すから、定期的にチェックするとともに、施設の老朽化だけで人が来ないんじゃないかと私は感じております。

プラトーさとみオートキャンプ場、これも口コミを探しました。でも口コミはゼロ件です。果たして2年たって約600人の方が利用したプラトーさとみオートキャンプ場を利用した方々は、どうのことを思ったのか、また、リピートしてくれるのか、非常に私は不安でなりません。

ところが、高萩市は近年すごくアウトドア関連に力を入れていて、例えば、小山ダム周辺、あそこは今すごいことになっています。アウトドアメーカーと提携したブッシュクラフト専用のソロキャンプ場は、広さが東京ドーム3つ分です。私も見てきましたけども、これはソロキャンプが好きな人は多分はまると思います。ですから、対象を決めているんです、ファミリーキャンプなのか、グループキャンプなのか、ソロキャンプなのか。

残念ながら本市のキャンプ場はキャンプ場の色が出てないと思います。ですから、今後検討するときには、ぜひとも今のスタイルで対象者をどういうふうに捉えていくかも検討に入れていただきたいと思います。

高萩市でもう一つ言えば、廃校になった旧君田小中学校、ここはドローンスクールをやりながらのキャンプ場が始まりました。言うなれば二刀流です。これもぜひ参考にさせていただければと思います。

市内の3つのキャンプ場については、それぞれの一つ一つのポテンシャルはいいものあるんです。高いものがあります。例えば、プラトーさとみオートキャンプ場だったら、あの眺望は県内で一番だと思うんです。竜神ふるさと村の自然に囲まれた環境というのはなかなかないです。竜の里公園オートキャンプ場は歩いてすぐ近くに温泉施設がある。だから、いいものを持っているんだけど、なぜか人が来ない。そこはぜひ、調査・研究していただきたいと思います。

ただ、それについては、やはり課内だけで検討しても限界があります。例えば、キャンプインストラクターとか、アウトドア専門メーカー、そういう人たちに詳しく意見を聞いて、実際、市内のキャンプ場にどれが適しているのか、どういう方法があるのかをぜひ検討していただきたいと思いますが、お考えをお聞きします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

○根本晋商工観光部長 本年度、旧金砂郷の保健センター跡地の利活用ということで、民間活力を導入を念頭にしたスタンディング調査、市場調査を行います。その中で、この2つの施設を含めた市内のキャンプ場の在り方について、検討していきたいというふうに考えております。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○11番（深谷秀峰議員） 先ほど言ったように、市外からキャンプに訪れた方たちがキャンプ場に1泊なり2泊なりして過ごす時間で、そのまちに対するイメージってできちゃうんです。例えば、草ぼうぼうのテントサイトの中でバーベキューをやったっておいしくないです。やはり、基本的な整備というのは、これからもぜひ力を入れていただきたいと思います。

もう一つ、これは要望なんですけども、プラトーさとみオートキャンプ場は里美牧場内にありますけども、あの里美牧場周辺エリアには県立野外活動センターもありますけども、県立野外活



動センターも含めたあの一帯が本当にキャンパーの聖地になるような、そういうもっとでかい構想を持ってもらえればいいと思うんです。せっかくメープルツリーも植えて、自分が植えたメープルツリーを眺めながらたき火をして親子がキャンプをする、そういう風景をぜひ見てみたいです。よろしく願いいたします。

続いて、文化財の指定状況についてお尋ねをいたします。

先ほど言ったように本市は、国・県指定文化財の数でいえば、県内で4番目に多いんです。これはすごく教育委員会も文化財審議会も頑張った証だと思うんです。ただ、市指定文化財にしてみれば県内で8番目。当然、上位指定が増えれば市指定が減るとするのは当たり前なんですけども、そこで私は、合併後新たに指定された市の文化財がどのくらいあるかということを知りたいんです。

20年で10件という数をどう評価するかです。私は個人的にはもっとたくさんあると思うんです、指定に値する文化財が。天然記念物を含めて。ですから、教育委員会が、文化財保護審議会の諮問に至るまで、そういう文化財になり得るものの調査や掘り起こしはどのように行っているのか、そこをお聞きしたいと思います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。教育部長。

○西野保教育部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

指定に当たっての調査、掘り起こしでございますが、文化財保護審議会の委員の皆様から随時情報をいただいております。また、指定文化財集中曝涼の際に公開されている未指定の文化財などを掘り起こし、文化財保護審議会の委員の皆様をはじめとした専門家による調査を行いまして、諮問に結び付けているところでございます。

また、県が主導してこれまで実施をいたしました仏像や祭り行事などの調査結果も新規指定につなげるなど、文化財の指定に向けた調査、掘り起こしを進めているところでございます。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○11番（深谷秀峰議員） 分かりました。

もう一つ文化財関係で、私、(2)としてエコミュージアム活動との連携ということを通告しました。なぜかという、やはり地域の中でもうちょっと地元にどういう貴重なものがあるか、歴史的遺産とか天然記念物とか、昔話でも構わないです、そういうものをどういう機会に誰が探し出すのか。

実は先週、合併前に一緒に長く村の文化財保護審議委員をやっていた方が、91歳でお亡くなりになりました。これまで、地域の中で文化財保護活動の一翼を担ってきた、そうした郷土史家、郷土の歴史研究家の人たちが年々少なくなっていると思うんです。ですから、文化財を保護する、そういう意識の高揚とともに、地域の歴史を研究する人たちの裾野が広がればいいなと思ってこの質問をあえてしたんですけども、これから地域の歴史文化の伝承者の育成というのをどう図っていけばいいのか、考えがあればお聞きしたいと思います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。教育部長。

○西野保教育部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

議員のご指摘のとおり、子どもからお年寄りが一緒になって地域の歴史や文化に触れる機会を設けることにつきましては、文化財保護意識の高揚に大きく寄与しているものと思われます。そのようなことから、学校教育の現場におきましては、地域の方々と交流しながら、郷土に対する愛情や誇りを醸成する機会として、ふるさと郷育に取り組むほか、親子自然探索サークルなど、子どもたちが参加し地域を知る機会を設けているところでございます。

指定文化財集中曝涼なども含め、今の子どもたちの子や孫の世代にまでつなげられるよう、子どもたちが文化財に触れる機会のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○11番（深谷秀峰議員） 文化財は一度なくしてしまうと二度と戻ってきませんから、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは3項目め、現在の各施設の応募状況と今後の方針の中で、1点再質問をさせていただきます。

現在公募中の施設は、先ほど答弁があったとおり3施設です。今後、廃校を含めて、さらに公募する公共施設が増えていくことが想定されるんですが、利活用も、万が一売却もできなかった場合の対応方針については、どのように現時点で検討されているのか、お伺いします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。総務部長。

○岡部光洋総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

現時点におきましては、公募をかけて有償による処分以外についての考えはございませんけども、施設の著しい老朽化によりまして、施設の全部または一部取壊しが必要な際には、本年度制定いたしました公共施設等総合管理基金を活用した処分も検討してまいりたいと存じます。

○藤田謙二議長 深谷議員。

○11番（深谷秀峰議員） 私もこの質問はもう4回目ぐらいになるんですが、覚えていますが、一番最初の私の質問に対する答弁を。前のことを引っ張り出すと怒られるかもしれませんが、2年を目途に利活用が図らなければ更地にするという答弁も過去にありました。

ですから、今、取りあえず3施設を公募していますけども、特に学校施設を売却するというのは大変なことだと思うんです。賀美小学校、小里小学校は廃校になって10年、その間いろいろな売却の手だてを考えてきたと思うんですが、現在まで売却に至っていないことを考えれば、年々施設の老朽化が進む中で、ますます今後、売りづらくなっていくのは目に見えています。どこかの時点で取壊しを決断しなければならない。ですから、売却する努力を重ねながら、併せて計画的な取壊しの方針もきっちり決めていく必要があると思うんですが、これを最後に要望して終わりたいと思います。

以上、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

---

○藤田謙二議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は明日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 3 5 分散会